

第四十回 参議院 法務委員会 會議録 第十九号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十時五十九分開会

委員の異動

四月五日委員赤松常子君辞任につき、その補欠として松浦清一君を議長において指名した。

本日委員松浦清一君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 青田源太郎君
井川 伊平君
亀田 得治君
大谷 肇君

委員

西田 信一君
野上 進君
高田なほ子君
赤松 常子君
辻 武壽君

國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

政府委員

法務省民事局長 平賀 健太君
法務省刑事局長 竹内 寿平君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(被疑事件の処理状況に関する件)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告申し上げます。

四月四日付西田隆男君辞任、大谷藤之助君選任、以上であります。

○委員長(松野孝一君) 本日は、まず商法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を続行いたします。ただいま出席の政府側は、平賀民事局長、上田参事官であります。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○亀田得治君 商法の一部改正について、相当のいろいろ問題点がたくさんあると思います。関係資料等をいろいろ拝見いたしておるわけですが、企業会計原則ですね。こういう言葉が使われ、また、せんだっての参考人からも、企業会計原則というものを重視していかなければならないという意味のことが出てくるわけですが、大よそはわかるわけなんです。正確に説明すると、これはどういうことになるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 企業会計原則と申しますのは、これは、現在大蔵省の所管になっておりますが、戦後御承知の経済安定本部というのがございまして、この経済安定本部の所管のもとに、企業会計制度調査会がございまして、

したか、というのが設けられたのでございまして。その企業会計制度調査会におきまして、企業会計のあり方というものはどういふふうであるべきものかというところが審議されて、昭和二十四年、この企業会計制度調査会の報告が経済安定本部にあったのでございまして、それが企業会計原則なのでございまして、別に法律的な拘束力があるものでも何でもない、そういう諮問機関が、政府に對しまして、企業会計の合理的なあり方はこういうものであるという意見を表明した、それがいわれ

ております企業会計原則なのであります。その後、企業会計制度調査会は、企業会計審議会と名前を改めまして、現在、大蔵省の所管のもとで、引き続き検討をいたしておるのでございす。メンバーとしては、会計学者、商法学者、それから実業界、経済界の人たち、私どももその委員の一人となりまして参加しておりますが、直接これは日本の企業というものを拘束するものではない、そういう性格のものであるように承知いたしております。

○亀田得治君 二十四年、調査会において一応そういう案を作りまして、安本に答申された。それは法律あるいは規則といったようなものではないけれども、規則と申しますが、どういふふうに使

用されているのですか。あるいは、調査会から現在審議会になっておるとおっしゃいました、この審議会等では、二十四年にきめたものを、その後

の企業発展の状況に照らして発展的に変更していくとか、そういうことなどもおやりになつておるのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 私どもの承知いたしておりますところでは、この企業会計原則、一たんこういう報告がなされておりますけれども、これも必ずしも完全なものではないのでございまして、いろいろな意見、批評があるわけでありまして。なお引き続きこの問題が検討されている。もちろん、その後における経済の発展なんか考慮に入れられておると思ひますけれども、やはりあくまで原則的なものにつきましていろいろまだ意見がある。さらに詳細に検討しまして、これの修正というようにも考えられておるようでございます。

この企業会計原則がどういふふうにご利用されているかということでございますが、一般経済界におきまして、企業会計原則では商法の認めないような繰延資産、今度の改正に織り込みましたのでございしますが、そういう商法では認められていないような繰延資産というものを計上している会社があるようでございます。一般的には、やはり企業会計原則というものが参考にとられているというところが考えられるのでございしますが、法制的な面におきましては、御承知の証券取引法に基づきまして、一定規模以上の会社は、大蔵大臣に對しまして、企業の収益状況につきまして報告をすることになっておまして、それに基づきましては、財務諸表規則という、これは、制定の

初めは、証券取引委員会の規則ということになっておまして、現在は大蔵省令で定めることになっておるわけでございますが、その財務諸表規則というものが大体この企業会計原則というものによつておるに思われるのでございまして。それから、税法なんかの面におきまして、この企業会計原則を取り入れておる面が多少あるというものが現在の実情でございまして。この企業会計原則も、今度の改正案で採用いたしました資産の評価につきましては原価をもつておるという大原則をやはりとおしてございまして、この大原則といつてもいいのでござい

ますが、それがやはり財務諸表規則においても取り入れられておる、そういうことではないかと思つてございす。したがって、商法におきましても、商法の時価以下主義という非常に古めかしい制度は近代化さるべきであるということで、やはり原価主義をとつたのでございしますが、この企業会計原則と一致する面が非常に多くなつた、大原則においては大体一致していると言つていいのじゃないかと思つてございす。そういう意味におきましては、今度の改正案も、やはり企業会計原則の影響を受けておる。企業会計原則を模範にしただけではございせんけれども、結果的には大体一致していることになっておます関係で、この企業会計原則というものが商法の改正に影響を及ぼしているとい

ひっくり返す必要もないわけですが、筋から言うところ、そういうものじゃないでしょうか。だから、企業会計のほうの審議会のほうがテンポがおそ過ぎると思うのですが、どうでしょう。

○政府委員(平賀健太君) ちよっとこ見解の相違ということになるのかも知れませんが、この企業会計制度調査会が昭和二十四年に答申しました企業会計原則というのではありませんに、企業会計は理論的にどうあるべきものか。これはまあ会計学の問題だと思いますが、そういう会計学というよりなものを商法も無視しない、その基礎の上に乗りなかつたらぬという意味においては、この企業会計の理論というよりなものが商法の基礎になるというところは言えると思うのでございます。ただ、そうにいたしましたも、やはり法律としては、政策的な立場から、必ずしも企業会計の理論でいわれておることをそのまま法律にするというのではなしに、先ほど、例として繰延資産を計上した場合の配当制限の規定のことを申し上げましたが、そういうような場合に、政策的な立場から規制を加えるというところがやはり法律の立場としてあるわけでございます。企業会計の理論そのままだが商法になるといふわけのものじゃないと思うのでございます。

それから、この企業会計審議会というの、あくまでこれは政府の一つの諮問機関なのでございまして、現在の商法のもとにおいて企業会計というものはいかにあるべきかというのをやはり検討されるというのが筋ではなからうかというふうに、私どもとしては考えるわけでございます。それで、法律を無視した、法律と異なる原則をき

めるといふことはすべきではない。ただ、現実の問題としましては、商法が明治時代の古い法律で、時価以下主義という、あまりにも非近代的な、現実には合わない建前をとっておりまして、商法とは違つた、原価主義というよりなものが原則では採用されておることになっておりますけれども、これは非常に要綱の状態なんでも、まず商法の改正ということから、制度全般の問題としては考えるべきではなかつたらうかというふうに私は考えるのでございます。

○亀田得治君 この問題はその程度にいたしておきます。それから次に、大会社と小会社の関係ですね。こういう点は、立案の過程においても御意見もあつたようですが、大体的な方向としては、どのようにお考えになつておられるのか、お伺いしたい。

○政府委員(平賀健太君) 実は、この法制審議会におきましては、この商法の株式会社の規定を改正する大前提の一つといたしまして、大会社と小会社と小会社というものを区別すべきではないかという議論が実はあつたのでございまして。非常に群小の、小さい株式会社というものがたくさんあるのがあるが、株式会社法というものは、この大会社も、そういう小会社も一律に規制する、同一の原則で同一の規定で処理すべきものなのかどうか、まずこの大会社と小会社を区別して、別個の規定を設けるべきではないかという議論があつたのでございます。この計算規定につきましても、この審議の初めにおきまして、やはり二つに分けて規定をすべきではなからうかという議論があつたのでございまして、まあとにかく一応改正の要綱というものを作つて、それができ上がったところで、これは小会社にもはたして適用し得るものなりやいなやということを検討したらどうかということになりました。この審議の初めにおきましては、真に株式会社らしい株式会社、個人企業とあまり変わらぬようなそういう会社というものは無視いたしました。一応大会社というものを前提として、審議を始めて、一応の要綱の試案ができたのでございまして、その試案ができた結果に基づきまして、これは一応小会社なんかに適用してはか

るべきものかどうかということとをさうに法制審議会におきましては審議をしていただいたのでございまして、この改正要綱のどれをとりましたも、小会社にこれを適用してはいけないというものはないではないか、別に大会社と小会社を区別する必要があるというものが多数の意見になりまして、一律にこれは株式会社法に適用するというものにしたわけでございます。ただ、今度の改正案では盛りられておりませんが、現行の二百八十三条の規定でございまして、貸借対照表を会社は公告しなくてはならぬという規定があるわけでございます。日刊新聞紙または官報に公告するということになつておりますが、この公告は、そういう小会社についても必要であるかどうか、大会社だけでいいんではないか、一定の規模以上の会社だけに限つていいんではないか。それからまた、この貸借対照表あるいは損益計算書の様式は、これは法務省令で定めることになつておるわけでございますが、その

省令の定め方におきまして、非常に影響する範囲の広い大会社と、まあ個人企業とあまり変わらぬような小さい株式会社と、この様式の面においても区別することが必要ではなからうか、一定の規模以上の株式会社については詳細な様式を規定するけれども、小さい株式会社については様式を多少簡略化する、そういうところで差別をするところが筋ではなからうか。しかし、商法の規定そのものは、二つを区別するのはどうも筋が通らないという結論になりました。今回の法律案のようなことになつたわけでございます。なお、この公告の点につきましては、前回は参考人の御意見の中でございまして、貸借対照表及び損益計算書を登記所に提出するという問題がありまして、これはもう一律に大会社も小会社も全部適用するが、公告の面においては大会社のみに限る、小さい株式会社は、日刊新聞、官報なんかに公告しなくてもよろしい、そういうことにしてはどうかという御意見も実はあつたわけでございます。大会社と小会社の区別はそういうところに現れてくるのでございまして、商法の規定自体としては区別する必要があるというところでこの法律案ができておるわけでございます。

○亀田得治君 一応今、公告制度にお触れになつたわけですが、私たちの聞くところでは、九九%までこの規定は守られておらない。小さな会社も全部含めて計算すればね。そういうふう聞いておられるわけですか。そういうものであればですね。貸借対照表の公告制度をとるかとならぬか、一応それが別個の問題として、商法の一部改正をなさる

のであれば、ほとんど有名無実になつていふような規定などは変えてよかつたのじゃないかというふうな気がするわけですが、それはどうして手をつけられなかつたか。

○政府委員(平賀健太君) その点は、この法制審議会の答申におきましては、前回も申し上げたのでございまして、貸借対照表及び損益計算書を登記所に提出させまして、登記所でこれを閲覧に供する、公示するということがなつておつたわけでございます。現行法の官報または日刊紙に貸借対照表を公告するという制度につきましては、さらに検討するということになつておりまして、この点の改正を実は今回の法律案にも織り込むつもりであつたのでございまして、登記所におきまして、これらの計算書類の提出を受けて、これを備えておいて、そうして公示するということになりまして、相当の予算を伴うことになるわけでございます。この予算折衝の段階におきまして、これがうまくいきませんでした。関係で、この点は見送らざるを得ないというふうな状況になりました。関係で、今回の法律案に載せることができなかったものでございまして、できる限り早い機会にこれを実現したいというふうにお考えおるのでございます。

○亀田得治君 そうすると、こういうふうな理解でいいでしょうか。この計算書類の登記制度というものが、いづれはこれはできるわけでしょうが、それができるとき、同時に公告制度について改正すると、その際、小さな会社には削除をする、こういう理解でいいわけですか。どこに線を引くかは問題が

あるでしょうが、大体の理解はそういうことではないですか。

○政府委員(平賀健太君) 審議会の空気が、そういう意見が多数でございまして、私どももいたしまして、将来はそういう方向に持って行ったらよくないかと考えておるのでございます。

○龜田得治君 それからもう一点ですね。前回の参考人呼んだときに、監査制度についての意見が辻さんからだいぶん出たわけです。この問題は、将来の方向としてどういうふうに理解しておいて間違いないものでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの点は、率直に申し上げまして、私どもも実はその方針、どう持っていたらいいか、まだはっきりしたものを持ってないのでもございます。実は、この点につきましても、法制審議会で一応の問題点として検討されたのでございます。で、御承知の例の公認会計士の制度が戦後できておるわけでございますが、ああいう制度ができた以上は、この現行の監査役の制度というものと一体どう関係づけていくべきものなのか。まあこの監査役の制度が必ずしも法律の所期しているように現在動いていないのではないかと、どうも有名無実になっているのではないかとというふうな見方もございまして、監査役の制度をどうするかというふうなことも関連してくるわけでございます。法制審議会におきまして、一応の問題点としてあげられておりますけれども、結論めいたものはまだ出ておりませんで、これは、今後の検討に待つべきものだというふうに考えておるのでございます。

○龜田得治君 その際にも、大会社と小会社の問題が出てくると思ひますね。やはり大きな株式会社といひしても、これは資本を中心にした組織といひても、それに対する関係者といひても、それが非常に多いわけですね。そういう意味でこの公益性を保持してやるというふうな小会社で、仲間だけでやっていくというものは、そういう公益性の面では非常に違いがあるわけですね。だから、そういう意味で、ことに独占的な株式会社なんというふうなものは、相当違った強い制約を受けるのが私は正しいと思うんですね。その辺は、実際に経済の実情を見ておれば、そんなに野放しにしておいていいものではないんじゃないか。野放しにはなっておりませんが、監査役の制度がともかく弱い。公認会計士制度も、いま一息という感じがするわね。どうも中途半端です。そういう独自の、たぐさんの人に関係している組織体に対して、にらみという点になると、必ずしも十分じゃないと思ひます。しかしこれは、制度上は非常に必要なことなんで、非常な力を持っているわけですから、だから、その点をどうして結論が出にくいのか、そういう点について、大会社の内部からそういうことをされちゃ困るといったような傾向でもあるのか。これは、一般の世論から見たら、以前の株式会社とはだいぶ性格が違うわけですからね。相当強いやうな要請のある問題だと思ひます。どうしてそれが具体化されないのですか。

○政府委員(平賀健太君) 実は、公認会計士、監査役の問題につきましても、ただいま御指摘のように、大会社と小会社がある。監査の必要なこと

は、程度の差はありまして、やはり小会社についてもこれはないとは言えないと思ひますが、大会社と小会社の区別とさらにからみ合ひまして、この監査役の制度をどうするか、公認会計士の監査の制度をどうするかというところがやはり一つの問題になるわけでございます。どうも小さい株式

会社も、公認会計士の監査ということでは、どうもあまり費用ばかりかかって、大きな負担をかけることになりはしないか。大会社だけに限ってよくなからうか。ところが、この大小の区別をするということが必ずしも簡単にできない。これもやはり監査の制度を早急に確立することの困難な一つの事情なのでございます。ただいま御指摘のやうな点は、まさしくこれは、監査制度の改正というところを早急に実現するのに困難な理由の一つになっているわけでございますが、いずれにいたしましても、株式会社の現状というものは、監査役が必ずしも所期の目的を達していない。それから、株主總會なんかにはいたしまして、これは会社の経営者まかせで、個々の株主というものは、経営の内容につきましてもほとんど関心を持たないという現状で、何らかの監査の強化のための制度というものが必要なことは、もう仰せのとおりでございます。これは、今後の検討の課題として、引き続き法制審議会におきまして検討していただきたいと思ひます。ただ、この計算関係は、これは監査の制度が確立しないと有名無実になつておるわけでございます。何が相当かということは、やはり企業の種類、そ

れから固定資産の種類によりまして、これは合理的に定められなくてはならぬと、そういう趣旨なのでござい

ます。○龜田得治君 この定率法と定額法との違いというのは、どういふことなのか。

○政府委員(平賀健太君) 私も会計のほうはあまり専門ではございせんが、定額法と定率法というのは、一定の金額——毎年十万円なら十万円、百万円なら百万円というふうにして、それが耐用期間十年と定めまして、毎年十万円なら十万円というふうにして、一定の金額を償却していくというのが定額法、それから定率法というのは、その一〇%という工合に、率できめていくというのが定率法、ごく大まかに言いますと、そういうことなのでござい

ます。○政府委員(平賀健太君) まあ法律として非常に抽象的な、相当な償却をしなればならぬということ、そういう抽象的な表現を使っておりますが、趣旨は、会計学でいわれておりますところの減価償却をしなくてはならぬという趣旨なのでございます。減価償却は、会計学では、定額法とか定率法とかという方法があるようでござい

ます。○政府委員(平賀健太君) これは、現実にまあ毎決算期に償却していきま

す。○政府委員(平賀健太君) これは、現実にまあ毎決算期に償却していきま

す。○政府委員(平賀健太君) これは、現実にまあ毎決算期に償却していきま

す。○政府委員(平賀健太君) これは、現実にまあ毎決算期に償却していきま

す。○政府委員(平賀健太君) これは、現実にまあ毎決算期に償却していきま

す。○政府委員(平賀健太君) これは、現実にまあ毎決算期に償却していきま

す。○政府委員(平賀健太君) これは、現実にまあ毎決算期に償却していきま

す。○政府委員(平賀健太君) これは、現実にまあ毎決算期に償却していきま

もこの点は専門でございせんが、やはり資産の種類によりまして、定額法のほうがより適当なもの、あるいは定額法のある方がより適当なものというものがあつたのではないかと、より適当というだけでございまして、法律として、この場合には定額法でなくちやいかぬ、この場合には定額法でなくちやいかぬ、そこまでは強制しない、そういうことなのでございします。

○亀田得治君 定額法で処理したほうが適当であるのに定額法で処理したということになる、会計学上の定額法を認めておきましても、商法上はそれは相当とはいえないと、こういう解釈になりますか。

○政府委員(平賀健太君) いや、その点は商法は強制はしていない。そのために違法になるというところまではいっていない。会計学におきましては、よりこちらのほうが適当ではないかというだけのことで、商法の立場におきましては、そういう二つの償却方法がある、いずれでもよいという、ここはかなりゆとりを持たせてあるというところなのでございします。

○亀田得治君 会計学上で、最近の企業というものをずっと研究されて、償却法について、もっと別個な理論を立ててくる、定額法でも定額法でもない、そういうものができてきた場合には、それによつていいわけでしょう。

○政府委員(平賀健太君) これは、会計学もやはりだんだん進歩して参りまして、新しい見解が現れてくることもございします。そういうことも少なくないようございしますが、要するに、商法の立場としましては、それが合理的であるということであらばいい、そ

ういうゆとりのある規定だというふううに理解すべきものだと思うのでございします。

○亀田得治君 まあ学説だから、一応みんな合理的性を根拠にして主張するわけでしょうから、それなりにみんな合理性を持った主張だろうと思うのです。だから、定額法とか定額法とか、そういうものに与えられるものではない。企業の種類なり、あるいはその企業の中の資産の種類などによつて、これは定額法でもだめ、定額法でもだめなんだ、やはりこういう第三の償却の仕方がいいのだ、こういうことが出てきた場合には、それでいいわけでしょう。

○政府委員(平賀健太君) 合理的なものであれば、それでもよろしいということなのでございします。

○亀田得治君 それは会計学上認められていないけれども、それが内容分析をしてみると、なるほどこの場合にはこれがいというものであればいいのですか。

○政府委員(平賀健太君) それは、会計学においてだれかの説としていわれていなくても、それが合理的であればいいということ、まあ観念的にはそういうことに相なると思ふのでございします。

○亀田得治君 それから、耐用年数等のことが税法上でも問題になるわけですが、何か説明書には、必ずしも税法上のものと一致しなくてもいいと、書いてなかつたですか。何か見ているうちにそんなようなことを書いてあるのがあるましたが、そういうものは不一致でいいというものでなからうと

思ひますが、これはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(平賀健太君) 税法の建前におきましては、やはり課税負担の公平であるとか、あるいはまた、ある企業につきまして、たとえば近代化を助長するとうようなことで税金を安くしてやる、そういうような政策的な考慮、そういうものから、やはり耐用年数というものが定められておるわけなのでございします。これも、もちろんこれは、この商法にいう減価償却の場合の一応の基準には私はなと思うのでございします。しかしながら、必ずそれにやらなくちやならぬか、税法の定めておる耐用年数というものを必ず採用しなければならぬかという、これは必ずしもそうではないと私は思ふのでございします。税法の定めておるものよりも長い耐用年数を用いること、これはもちろん可能でありますし、それからまた、場合によりましては、税法の定めておる耐用年数よりも短い耐用年数がおる耐用年数にとつては合理的であるという場合も、これはあり得ると思ふのでございします。そういう関係で、全然無関係のものではない。一応の基準にはもちろんなりますけれども、必ずしも税法に定めておる耐用年数というものが、この商法にいう耐用年数ということにはこれはならないというふううに考えるわけのでございします。

○亀田得治君 これは、私は平生から疑問を持てている一つですが、こういう商法改正とは別に、企業上の問題として、実際の耐用年数、それに対する償却という考えが基礎なんでしょう。それはどうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) 理論的にはそうでございしますが、やはり企業の種類、その資産の種類によりまして、これは耐用年数をどういうふううに定めるかというところにつきましては、これは相当幅があつてしかるべきものであるというふううに私も理解いたしております。

○亀田得治君 実際には十年なら十年で償却する、それをたとへば五年とするというふううな考え方に、早く償却する、その場合に認められるのは、実際は十年だが、五年というところで切りかえていくんだというところなら、これはやはり実際に合うわけでしょうね。ところが、実際にはやはり十年なんだ、ただ計算上だけ五年でいく、こういうことは私は間違ひじゃないかと思つてい

るのですが、税法上の扱いにいたしましても、特別な償却というふううなことを認める場合に、企業の近代化等を促進するとうような意味もあつてそれをやるとうことなら、それはわかるのですが、そのかわり、それは設備の更新等をやうていなくちやいけないと思ふのです。それで、実際にそれをやらない場合には、やはりそれは認めるべきではないのじゃないか。会社をある程度政策的に保護するとかいつたような問題は、何か別個な方法でやるべきなんだ、償却という問題について、そういう実際と違つたものを認める、非常に私はそういう点が筋が通らぬのじゃないかと平生から思つてい

いうふううなことを適当におやりになつてゐるものでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) これは、適当にと申しますか、相当の幅と申しまして、やはり常識でもって判断いたしまして、これはあまりに非常識である、取捨が非常にあるのだから、できる限り早い期間に償却してしまふ、どうも常識から考えて不相当に短い期間内に償却するとうことは、これはやはり商法の立場としても許されないのでございします。税法のほうでは、ただいまちょっとお話がございしましたが、政策的な考慮から特別な償却を認めるとうようなことも、租税特別措置法でございしますか、ああいう税法の中では規定してございしますが、これは必ずしも商法のいう「相当の償却」の中には含まれない場合も出てくると思ふのでございします。要するに、これはやはり健全な常識で判断いたしまして、妥協と思はれるところに定めるべきものだらうと思ふのでございします。普通であつたら十年とするのが妥協である、それが、十年が少し違ひまして、八年とか九年とか、あるいは十一年とか十二年とかいうふううなことがありまして、これはなお相当だといえるが、それを五年とか四年とかいうことになる、これはあまりに非常識である、こ

ういうようなことでございしたら、そういう短い期間の耐用年数というものは相当でないとうことにもなる場合が出てくると思ふのでございします。○亀田得治君 そういう理論からいいますと、ああいう税法上の特別措置としてのそういう特別な償却、こ

す。その会社を政策的に偏遇するのであれば、税率の問題を検討するとか、あるいはまた、金融措置の問題で検討するとか、そういうべきものなで、償却などというものは、きわめて客観的にきまってくるべきものだとは私は理解するわけでして、商法としては大体そういう考え方だということですか、一応理解しますが、ああいう特別措置法などで償却について特別な措置をとるといふことは、どういふふうにお考えになりますか、実際に行なわれないことを、政府が税金を安くするために行なわれるのかのごく計算関係だけをする、これは私はごまかしだと思ふ。そんなことをするのなら、特別に税率を下げてやったらいい、税率を下げるのははなはだむずかしいからということかもしれないが、こういうことはどこでもやっていることではないか。そういう考え方がびまんするといふことは、非常に企業に対する考え方をイージーにすると思ふのです。それはどうでしょう。

○政府委員(平賀健太君) 商法の立場といたしましては、ここに二百八十五条ノ三の第一項にありますように、規則的な計画的な償却以外に特別な償却というものは認めない。これは、株主の権利を害することにもなります関係上、これは認めないのでございますが、税法の関係におきましては、いろいろな政策的な考慮なんかもありまして、これは一がいに言えないことであるように私は思ふのでございませう。よその国におきまして、そういう例は多々あるのじゃないかと私も思ふのでございませう。

○龜田得治君 悪例ですね。実際ないことを無理やり法律上そういうふうにしてしまふというところは、これは非常な間違つたやり方ではないかと思ふわけですね。それから次に第七ののれん代、これについて若干質問しておきたいのですが、商標とか商号などを有償で買収したといふようなものもここで含んでおるのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 商号は、まさしくのれんのこの評価の規定が適用になると思ふのでございませう。商標につきましては、これは商標法で法律上はつきり権利として定められておりまして、これはむしろ固定資産の中の無形固定資産に入るといふように解釈すべきものと思ふのでございませう。

○龜田得治君 それから、ここには五年以内に償却する、こうなっておりますが、この五年というものは、いろいろ論議があつて五年になつたのか、その五というものの根拠ですね。相当償打ちのあるのれんですね。相当長期に確定に償打ちがあるといふたようなものについて、必ずしも五年といふたような短い期間に限る必要がないのではないか、それをもう少し長くするほうが実情に適するのではないかと思ふのですが、どうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) のれんと申しますのは、ある具体的な財産、資産といふものがあるのではなくして、その企業の名声であるとか、取引先関係、それから仕入先関係、それから金融関係などのそういう事実関係なのでございまして、実体的な資産があるといふものではないわけではございませう。その点から見ると、これはむしろ繰延資産

に類似したようなものでございませう。他面また固定資産に類似してある面もございませうが、いわば固定資産と繰延資産の中間のもの、要するに、これは資産としては不確実な資産と見なくてはならないと思ふのでございませう。たとえば、会社が清算の段階に入つて、破産した場合に、こののれんといふものは価値のないもの、無価値なものになつてしまふのでございませう。そういうことを考えますと、これは、資産としては認めるけれども、あまり実質的ではないものと言わざるを得ないのではないか。現行商法におきましては、二百八十六条の会社の設立費用、これは繰延資産で、やはり五年というものを償却期間に定めております。この法律案におきましては、開業費その他新しく認められました繰延資産につきましては、やはり五年という償却期間を定めておりますので、のれんも、それに準じて、五年くらいにしたかどうかといふことで、五年という期間を採用したのでございませう。

○龜田得治君 まあ五年くらいということでは、これは、数字については相当議論でもあつたわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 法制審議会におきましては、五年が適当であるか、もっと長くしたほうがいいのか、あるいはもっと短くすべきではないかといふような議論もございましたけれども、大ぜいの御意見は、五年でいいのではなからうかといふことで、落ちついたわけではございませう。

○龜田得治君 ちょっとさっきに戻りますが、第四の金銭債権の評価の点ですが、その第二項の取立不能という概念ですね。これは、客観的に相手方が

破産するような状態にあるような場合には、もちろんこれはそんなに疑いはないわけですが、財産はあるけれども、なかなか取立てが大へんだというような事態といふことはよくあるわけですね。そういうふうなものはどういうふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 取立不能なものでございませう。財産はあるけれども、どうも払いが悪いというふうなものは、これは取立不能ということにはならぬだらうと思ふのでございませう。

○龜田得治君 取立不能じゃなしに、「取立不能(真)」となつてゐるわけですね。「真」といふのは、割合主観的な要素も入ってくるわけだらうし、きちっと取立不能といふふうな断定できるわけでもない、そういう概念だと思ふのでお聞きしたわけですが、財産はあるけれども、なかなか払ってくれない、費用を使つても、費用倒れになつてしまつて、実際はもうつまらぬことなんだといふようなものについてお聞きしたいわけですかね。そういうものを取立不能として減価評価していいかどうか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのように、取引立てについては非常に費用がかかる、費用倒れになるといふような場合でございしたら、これに取立不能のおそれありと言つてもいいのじゃないかと思ふのでございませう。

○龜田得治君 それから、この第六のところでは、取引所の相場のない株式については、発行会社の財産状態が著しく悪化したときと、これは、大体どの程度のことをお考えなんでしょうか。著しく悪化したとき……

○政府委員(平賀健太君) これも、まあどの程度と、その株式を取得した当時のその会社の資産と、それから、その株式を評価する当時の会社の資産を比較して、何パーセントぐらい減つておればと、パーセンテージは出すわけにはいきませんが、これもやはり社会通念に従ひまして、非常に悪化しておると、資産が減つておるといふことであればということ、結局これは、社会通念で判断をするということになると思ふのでございませう。

○龜田得治君 従来たとえば一割とか二割ずつと配当しておつて、ことしからもう配当できない、こういうのは、やはり著しく悪化したときといふふうな、そのこと自体から判断していいわけでしょうか、それだけでは足りないといふことになるか。

○政府委員(平賀健太君) そういうような場合は、それだけの事由で資産状態が悪化したとは言へぬと思ふのでございませう。従来は一割あるいは一割以上の配当をしておつたのが、今期からは配当ができなくなつた。それだけの事由では、これは財産状態が悪化したといふふうには解することができないと思ふのでございませう。やはり資産の実質が非常に減つたといふことがなくちゃならぬと思ふのでございませう。

○龜田得治君 この財産状態といふのは、この収益の減ることも入るわけではございませう。

○政府委員(平賀健太君) 収益の減少ということだけでは、これは資産状態が悪化したとは言へぬと思ひますが、まあ収益が非常に落ちるといふような場合には、実際問題として、資産状態も悪くなつてゐる場合が多い

と思うのでございます。そういう意味では、収益が非常に下がってしまつたという場合には、資産状態が悪化してあると言つてもいい場合があります。思うのでございます。

○亀田得治君　そういう場合もある。たとえば財産の目録などは前と一緒だと。しかし、売れ行きなり、そういう関係が非常に悪くなつてきた。そして、とても配当していけない。目に見えないいわゆる財産、それはまあもとの状態かもしれないが、今私が申し上げたような状態にある場合には、やはり財産状態が悪化したと、こういうふうに見えていいわけですか、状態だから。

○政府委員(平賀健太君)　それは、個々具体的の場合について考えなくちゃならぬと思うのでございますが、これは取引所の相場のある株式でございます。と、そういう収益の減少というものは敏感に株価に反映して参ります。これは流動資産の規定の、時価が取得価額より低いときは時価によることができるといふ、その場合に当たるわけでございます。ところが、著しく下がって回復の見込みがない——取引所の相場のある場合だったら、著しく時価が下がって回復の見込みがない、それに相当する場合といたしまして、この発行会社の財産状態が著しく悪化した、それとの権衡からやはり考えまして、まあ結局はケース・バイ・ケースで、個々の具体的な場合について判断をしなければなりませんけれども、ただ配当が減つた、今期は配当ができないというところでは、それだけでは資産状態が悪化したと直ちに言えぬかと思ひますけれども、これは将来相対し、と

ても配当可能な状態になりそうにもない、まあそういう状態でありましたら、やはりこれは資産状態が著しく悪化したと見ていい、あるいはそう見るのが相当だといふ場合は、これはあり得ると思うのでございます。

○亀田得治君　繰延資産に関する償却の年限ですが、せんだつて、多分相場さんだつたと思ひますが、「五年内」といふふな「内」は要らない、五年でいいじゃないか、こういうふうにおつちやつたように思うのですが、私もこれはのれんなんかの場合と相当やばり違ひまして、現実にそれだけのやばり金を使い、それによって現在の企業というものがやばり存立しておるわけでは、こゝろのほうはもう特定ではないのかと思ひますが、これはどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(平賀健太君)　この要綱の第八で認めておりますところの繰延資産といふのは、これは一時に費用として損益計算書に計上する、言いかえまして、繰延資産にしないという道も開いておるわけで、企業の判断でもって繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上することができ。決してこれは計上しなければならぬと言つてい

るわけじゃないのでございます。その建前から見まして、これは任意的な規定なのでございまして、繰り延べる場合は必ず五年の期間をもつて償却をしなければならぬといふのは、ちよつとおかしいんではないか。繰延資産として計上しないこともできるのでござい。その建前から、「五年内」といふうにしたのでござい。

それからなお、現行商法が認めております創業費その他の繰延資産も、や

はり「内」と必ず「内」がついておりまして、これとの権衡から、やはり「五年内」といふことが筋ではなからうかと思ひるのでございます。

○亀田得治君　私の聞き違ひかと思ひまして、今委員長のほうへちよつと確かめてみたのですが、この前は確かに会計の専門家の番場さんがそういうふうにおつちやつておるわけですが、特に御指摘になつたわけですので、相当現実の企業の状態から出た意見だといふふうにおつちやつたものですか、理由などはおつちやつたわけですが、それで疑問を持つていたわけですが、どうですか、もう一度。

○政府委員(平賀健太君)　これは、会計学者の中にも、番場先生のような御意見の方もございまして、そうでない方もございまして、法制審議会における審議のときには、太田先生その他の一流の会計学者も加つていただいたのでございまして、この点については、この要綱に御賛成でございまして、この「内」といふのがいけないという議論は、法制審議会ではそういう御意見は私ども聞かなかつたように承知いたしておるのでござい。

○亀田得治君　そうすると、番場説は間違ひであるということですね。

○政府委員(平賀健太君)　これは、番場説が間違ひといふわけではございせんけれども、この商法に繰延資産を認めました趣旨は、繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上することができるといふのでございまして、計上しないこともできるわけで、計上しないといふことは、すなわち、要するにこれは一ぺんに償却してしまうといふ

ことなのでござい。それも認めているので、資産の部に計上したら必ず五年間に償却しなければならぬといふまでの必要はごうもないわけ、むしろ繰延資産といふのは、これは費用の繰り延べなんであつて、実質的な資産性といふのはかなり乏しい、あやふやなものとも言えるわけで、資本維持の原則といふような点から見ますと、こ

ういうものはなるだけ設けないほうが会社債権者の保護になるわけでございます。そういう趣旨でこの繰延資産が認められた関係上、早ければ早いほうがいいといふわけでもござい。せんが、もっと早い期間内に償却しようといふなら、それを許して一向差しつかえない、そういう性質のものなのでござい。でありますから、まあ番場説のような御意見もござい。すけれども、商法としては、「五年内」といふことで一向差しつかえない、そちらのほうがむしろより適當ではないかといふことで、こゝろの点になつたのでござい。

○亀田得治君　この繰延資産の中で、新しい経営組織の採用というのが一項目入つてきておるわけですが、たとえば今炭鉱などで問題になつておるような人員整理、配置転換、当然これは特別な退職金なども要るわけでしょうし、そういうものもこれは入つてくる意味でしようか。

○政府委員(平賀健太君)　普通は、退職金なんかは退職給付積立金、これは一種の負債なのでありますから、普通の会社でありますたら、これは負債として当然貸借対照表の負債の部に計上してあるべきものです。

○亀田得治君　特別なものの……。

○政府委員(平賀健太君)　普通はそれを取りくずしていくというのが順序と思ひますが、特別なものでありましたら、これはこの中に入るといふことも考えられるわけでございます。

○亀田得治君　この引当金に関する点を二、三確かめておきたいと思ひますが、これも前にちよつと一度お聞きしましたが、「特定」といふことの意味ですね、この限界をもう少し明確に御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(平賀健太君)　「特定」と申しますのは、単にばくぜんと何か費用が要るかもしれないから引き当てておくといふことじゃないに、ある一定の目的のために将来支出すべき金額が予定されておる、そういうことなのでござい。ます。まあ実際行なわれております引当金で、この要綱の第十に当たると考えられますものに、修繕引当金であるとか、あるいは洪水準備金、そういうようなものが実務上は使われてい

るようでございます。要するに、支出の目的が一定している、単にばくぜんと抽象的で不特定であるといふのでは困るといふことなのでござい。

○亀田得治君　こゝろ引当金といふものは、これはあまりたくさん作つてもらつては困る、こゝろ引当金よりは考へ方は立法根拠にはあるわけですか。

○政府委員(平賀健太君)　要するに、これは利益が減つてくることになり。ますので、株主の権利を害するといふことにもなりかねないわけでございます。ことに、現在の株主総会といふものが、どうも形式に流れて、株主といふものは、会社の経営者は一切一任するといふのが実情でござい

ので、法律の立場としては、なるだけこういう引当金というものはやはり制限すべきではないか。そういうわけで、「特定の支出」と、特定していなくちゃならぬ。それから、その特定している目的を貸借対照表で明らかにしなくちゃならぬというふうに制限をつけましたのも、実はそのためなのでございます。

○**龜田得治君** 会社の機密費とか交際費といったようなものは、この商法一部改正の論議の中では何か問題になつたわけでしょうか。

○**政府委員(平賀健太君)** 法制審議会におきましては、そういう点は特に問題にはなりません。

○**龜田得治君** しかし、会社によって、ずいぶん結果としてはたくさん使っているところもあるわけですが、当然、こういういろいろな引当金というようなものすら正式の貸借対照表で明らかにするということであれば、金額において決して私は劣らない点もたくさんあると思うのです。引当金であっても、それよりも機密費なり交際費のほうが大きい、そういう点はどうしても問題にならぬわけでしょう。

○**政府委員(平賀健太君)** 問題にならぬと申しますか、そういう機密費であるとか、交際費というものは、経営の費用ということで、損益計算書の中に出でくると思いますが、それから第十の引当金は、次の期に予定しているという、ちゃんと目的は特定してまして、機密費であるとか交際費というようになことで引当金を計上するということなどは、これはもちろん可能であるわけでございます。ただ、はっきり損益計算書なりあるいは貸借対照表の

中に表示されますので、株主総会において株主の批判を受けるということも、もちろんこれはあり得るわけであります。

○**龜田得治君** そうすると、そういう機密費なり交際費というものは、引当金というものをこういうふうに商法上きちんと作るわけですから、そうして機密費なり交際費を使う以上は貸借対照表の中にそれを記入しておく、これは大体使うの間に間違いのないわけですから、さっきの御説明の「特定」という概念の中へ入るものだと私は思うのです。だから、そういうものを持っておる会社は、やはり筋からいってこの対照表の中に明らかにしておくべきものだ、こういうふうに解釈していいのですか。

○**政府委員(平賀健太君)** 普通これは、機密費とか交際費というものはあると思うのでございますが、それを支出いたしました年度の損益計算書の中で費用として計上すれば引当金の問題にならぬわけでございます。次の期の費用としてあらかじめ予定いたしました、これを引当金として計上する場合でございまして、これは第十の引当金で、貸借対照表にももちろん引当金として計上することできるわけでございますが、必ずしもそうなくちゃならぬというものでなくて、それを支出した年度の損益計算書の中で費用ということで計上して、それで足りるわけでございます。しかし、仰せのように、引当金に計上する、次の期に支出すべきものをあらかじめ計上するということも、これは不可能ではないわけでございます。

○**龜田得治君** そうすると、あらかじめ計上していないといたしますと、結局はほかの引当金を食う、こういう格好になって、損益計算書のほうは違ってくる、こういう格好になるわけでしょうか。

○**政府委員(平賀健太君)** 普通は、実際の取り扱います機密費とか交際費などというものを引当金に計上しておる会社というものは、私はないと思うのであります。会社の全体の経費から見ますと、そういう機密費、交際費といったものは、普通はごくわずかなものでございまして、経費費用ということで損益計算書の中に計上されておる。次の期に支出すべきものを見通して貸借対照表の負債の部に計上するというようなことは、普通行なわれていないのでございます。

○**龜田得治君** それは、八幡製鉄とか、どんな大会社でも、そんなことはないですか。

○**政府委員(平賀健太君)** 私具体的なことを存じませんが、普通は、損益計算書の中で一般管理費及び販売費という項目が設けられてまして、その中に雑費という細目があつておりまして、この雑費の中に普通は入れて計上しておるんじゃないかと思うのでございまして。

○**龜田得治君** しかし、そういうことがほんとうは不親切であり、また、そのような費用の使い方について、必ずしも世間一般から見ても妥当ではないということがあるやうな気がするわけですが、あらかじめ貸借対照表でほんとに必要な機密費なり交際費を明確にしておくというこのほうが、この企業経営というものを明朗にするために

いいんじゃないかと思うのですが、実際に使わなければならない雑費といたしたうな——ほんとうの雑費というものは、それらのおよそ予定される支出以外にまたあるわけでは、そういうものを、わかつておるのに、雑費というように中に入れて認める、こういうことはどうもおもしろくないと思ふんですが、あらかじめ明白にしておいたほうが、第二項からいまして、目的外に使用した場合には、また損益計算書で特にその理由を明らかにしなくちゃならぬ、こうなっているわけでは、会社の経営自身を非常にやが堅実にするんじゃないかという感じがするもので、すから聞きするわけですが、次の商法改正のときには、そういう点はひとつ問題にしてほしいと思ふんですが、これからの大会社は、資本は自分たちが集めて、おれがもうけているんだ、おれがもうけているのを何しようとなんか自由だ、そんな単純な考え方は私はいかぬと思うのです。利益が上がつてくるということ自体は、やはり大衆がその会社の品物を買って上がつてくるだけなんだから、そんなに利益が余り過ぎて困るんむしろ理が合うと思うのです。だから、そういうものなんです。それから、さう引当金という項目を、今まで事実上認めてきたものを、商法上の制度としてきちっとするというのがあれば、今言つたような点も検討されて、さうして引当金についての例示をするとか、それ以外のものはいけなさんだ、こういう意味にもなりますしね。最初の説明では、決してこういうものをみだりにたくさん作ることで

ないんだという考え方が基礎にあるように承つたわけでは、それなら実際上やむを得ないものをやはり例示して、特定の支出または損失という格好がつけばどんな新設していけるというこのないようによつたりすべきである。そういう方向で研究いただけませんか。

○**政府委員(平賀健太君)** 引当金の制度は、株主にとっては不利益になるおそれがございますので、はっきりさせたい。これは法制審議会におきまして、その点は問題になつたのでございまして、なかなかこれを限定すること、困難なものであります。要するに、見越しの費用あるいは見越しの損失ということなので、どういふものに限られるべきであるか、限界が必ずしもはっきりしないのでございます。そういうわけで、これを繰延資産と同じような工合に限定的に列挙するということをやめざるを得なかったわけでございますが、ただあまりにこれが野放しになつてはいけないうので、目的を限定しなくちゃいかぬ。目的を特定して貸借対照表の上で明示しなくちゃならぬということで、制限をいたしたわけでございます。先ほど問題になりました会社の機密費であるとか交際費というようなものを、見越しの費用というところで引当金に計上することも、もちろんこれは可能でございますけれども、やはり株主総会において株主の批判にさらされるということになるわけでございます。ところが、実際の会社の会計の実務の上では、そういう交際費とか機密費なんかを引当金に計上するという例はもう私絶無だろと思う

のでございます。その支出した費用、その費用を支出した年度におきまして、これは損金、費用として損益計算書の中に計上していくということ、これが普通の実際の取り扱いだと思っております。損益計算書につきましては、貸借対照表についても同じでございますが、法務省令をもちましてかなり詳細な様式の定めをする予定でございます。仰せのような点も考慮いたしまして、できるだけこれは具体的に明らかにするようにというふうに考えていたと思っております。それから、よけいなことかもしれませんが、そういう機密費であるとか交際費などというものは、とかくこれは不適当な、あるいは不正な経理が行なわれる原因にもなりかねないのでございまして、その点までも規制するということは、商法の立場としては困難でございますが、それは他の、たとえば刑法の背任とか横領の規定であるとか、そういうような規定で規制される。ただ、そういう経費が支出されたかどうかというふうなことは、これはできるだけ損益計算書の中で明らかにするように、法務省令を作ります際には考慮いたしたいと考えております。

○**龜田得治君** 損益計算書は、これは結果として、あらかじめ毎年々々大きな会社になれば費用が出てくるわけですから、それが株主総会で事前に批判の対象になる、そこに私は意味があると思うのです。今まではなるほどそういうふうなことをやっておりますが、それは実際の、社長にしても、事務にしても、そんなことで議論にならぬほうが都合がいいからそういう

う処理をしておらぬだけであって、そのことが必ずしも今後の企業として明らかな方だろうかということ、私は問題だらうと思う。事前に総会の批判等も受けるのだということになれば、やはりそういう費用の計上も自然に最小限度になってくると思う。だから、そういう点はやはり今後ひとつ十分検討してほしいということを要望しておきまして、大臣がお越しになりましたので、一つだけ大臣にお尋ねしておきます。

それは、この前参考人を呼びましたときに、大臣も多分お聞きになったのじゃないかと思うのですが、鈴木参考人が、現在の法制審議会は、民法とか、商法とか、こういう大きな法制を要するといふふうな立案機関としてははなはだ不十分だということを非常に具体的に指摘しておっしゃっていました。そういうことになりましたと、そういう不十分なままでもこういう事業を続けておるといふことは、たいへんこれは制度としてはおくれをとるわけでは、そこら辺の問題を大臣としてはどういうふうにお考えなのか承っております。

○**國務大臣(植木庚子郎君)** ただいま御指摘、御質問になりました法務省の充実の問題につきましては、われわれ部内におきましても、実はその強化の必要があることを、いわゆる現実の姿といたしましては、充実の必要があることを認めているのであります。やや弱体ではないかという御質問のようには思いますが、私、先ほどお話をいたしましたその参考人の方々には、それを聞き漏らしておりましたので、つ

いうっかりしておりましたが、三十七年度予算の編成要求の際におきましても、当局といたしましては、この委員の充実の問題について要望をいたしておりました。いたしておりました。他に法務省所管の定員増加でもっと急を要するものが数多くございまして、そのためにことしはつこの点、大蔵省と折衝の際に一年間がまんをしようということになりましたので、今にしてこうして御指摘を受けてみますと、もっと要望して実現を期すればよかったと反省をいたす次第であります。何しろことは最初から、政府の予算編成方針といたしまして、公務員の増加は極力避ける、なるべくならば全然ふやさないという強いことを最初から計画をいたしておりました。私はその当時以来、そうばかりは言えないと、やはり部局により省によっては定員の増加ということが一番緊急な場合もあるのだというので、除外例を求めまして、最小限度若干それぞれの部局で少しづつ増加をいたしましたけれども、どうもここまで手も及ばなかったというところで、微力の点をおわびを申し上げる次第でございます。今後三十八年度予算編成の際には、十分検討もいたしまして、財政当局と折衝の上、誤まりなきを期したいと、かように考える次第でございます。

○**龜田得治君** 今回の予算編成の過程でその点をすでにお取り上げになっていたということでありまして、私、ちの指摘以前に大臣のほうですでにお気づきになっていたようにありますから、あまりこまかいことを言う必要もないかもしれませんが、今年度の予算

編成過程で強化しようというふうにお考えになったその中身です。それ、たとえば委員をふやすとか、あるいは委員はなかなか適当な人がそうざらにあるわけでもないの、事務局的な仕事をやりになっておる部署を強化するのだとか、いろいろやり方があると思うのですが、どこら辺のところを置いていたわけでしょうか。

○**國務大臣(植木庚子郎君)** 法務省といたしましては、本年度人員充実に特に努力をいたしました点は、交通関係の事犯増加にかんがみまして、関係のスタッフをふやそうというので努力をいたしました。これが一点。

さらに、全国を通じて、地方の法務局あるいはその出張所における定員の減少、これに対しての対策として、その増加を特に要求をいたしました。あるいはまた保護関係、しかも少年犯罪に対応するための定員の不足、これは少年院、少年鑑別所、少年刑務所、さらに本省の当該関係部局というようにところにおきまして、青少年問題のために特にどうしても必要だというので、これについても努力の重点を置きました。

最後に、公安調査庁所管におきましても、最近における定員不足の実情にかんがみまして、これも前年よりは強く要望いたしまして、ある程度の、もちろん理想の程度ではありませんが、定員要求に成功いたしましたわけでありまして、民事局関係のこうした仕事につき増員の要求も、あるいは経費の要求もいたしました。しかし、希望から考えますと、非常に九牛の一毛であつたということでありまして、重ねて申し

ますが、さらに今後の努力に待ちたいと、かように考えております。

○**龜田得治君** まあ、法制審議会に来られる方は、非常な専門家で、外部では非常に重要な仕事をされておる方がそろっておるわけですが、日当が千円だそうですね。まあ、その千円をもらうために来る方ももちろんないわけでは、やはりこういう専門的なことでお集まりになれば、半日なり、仕事が少ないとするとやはり一日つづけるわけでは、千円というものは、これは一体どこから出ている数字でしょうか。これはひとつ民事局長から……あまり安過ぎるから、やはりせめて二千円程度にするとかということではないでしょうか。少しかしいのじやないかと思う。まあ鈴木参考人は、別にそれを上げてくれというのでこの間食堂でちょっとしたわけでもないでしょうが、しかし多少扱い方が冷たいというふうな感じがあるものだから、飯を食っているときにちょっと私は出たのだと思ひますが、やはりこういうことは、事務局の強化と同時に、考えなければならぬことじやないだろうかと思ひます。が、いかがでしょうか。民事局長が、もし委員として、月給をもらっておらぬ場合、それでいきますか。

○**政府委員(平賀鶴太郎君)** 法制審議会の委員の日当が千円と申しますのは、これは予算の範囲内で差し上げるといふわけで、千円以内ということが慣例のようになってしまっていて、それでいいじやないかということ、そういうことになってしまったわけでございます。実は、実は法制審議会の関係では、この立法関係におきましても、民事局の増員と、それから委員の謝金を含めまし

た各種立案調査のための経費の大幅な増加を要求したのでございますが、どうもワケが固定してしまっていて、増員はもろんなかなか認められませんでした。そういう謝金とか、片費なんかも、前年度どおりということで、なかなかこれは増額が認められない。そういうような状況なのでございます。で、私も実際にこの立法関係の仕事をいたしております。一番困っておりますのは、何と申しまして、この具体的な調査立案に当たるスタッフが非常に少ないということなのでございます。たとえば、民事局に例をとって申し上げて恐縮でございますが、実際立案関係に従事しております職員は十名以内でございまして、その十名の者がもっぱら立案に専念しておられるわけではございませんので、不動産登記でありますとか、商業登記でありますとか、戸籍でありますとか、供託でありますとか、法務局で所管しております行政事務の指導監督の面、そういう行政事務をやるかたわら、こういう立案関係の仕事をしておるといふ関係で、なかなかこれに専念できないのでございます。法制審議会の委員の方の謝金の増額、これももちろん必要でございますが、もっと緊急を要するのは、事業スタッフがもっと充実するというのが先決ではないかと思っております。現在法務省の民事局関係で担当しております立案関係、先般御審議願いました民法の改正の問題、そのほか商法だとか、たぐさん問題が残っております。その中に、民事訴訟手続の問題、強制執行の問題、国際私法の問題と、問題ばかりございまして、参事官一人で二つも三つもかけ持ちでやっておりますとい

うのが現状なのでございます。これが立法関係が必要に応じてきばきとすみやかにこなされるのが非常に望ましいのでございますが、一番大きな障害をなしておりますのは、事務スタッフが非常に不足しておるといふことにあるのじゃないかと思っております。これが充実いたしますと、法制審議会のほうもある程度スムーズにいくのじゃないか。法制審議会の委員をしておられます先生方は、非常に多忙な方々ばかりでございまして、学校のほうの授業のほかに、各種の審議会にやったり引っぱり出されて関係しておられる関係で、商法でありますとか、民法の改正のみに専念していただくというわけにはなかなかいかないのでございまして。そういう関係で、どうしてもやはり私ども事務スタッフというものが中心になりまして調査をして原案を作るといふところでまずやりますと、万事がうまくいかぬのが実情なのでございまして。そういう実情でございまして、国会におかれましては、ひとつ何分の御援助をお願いしたいと、私からもお願いいたします次第でござい

ますが、アンバランスが大き過ぎるような感じがするわけですね。さっき問題になりました株式会社法の監査制度の問題にいたしまして、これはもう至急今の社会の需要からいって、やはり結論をきちんと出すべき問題であろうと思つて。しかし、あれ一つ出すにしても、まあ相当な意見が各方面から私は出てくると思う。それを精力的にまとめるというのには、やはりたいへんな仕事だと思つて。で、まあこの委員は、私の意見を言わしていただきますと、やはり各種の専門家を広くお願いしておるそのクラスの方に、何か今の仕事をやめて幹事役として専念してくれと言つても、これはなかなか適任者を私は引き抜くまいと思つて。そうしてまた、そういうやり方よりも、いろいろな意見をよく吸収するといふ意味では、そういう格好にならないほうがいい。あまり大家の人が二、三事務局に入つてぐんぐん推進しますと、やっぱり欠陥が出てきます、ある程度これは。だから、そういう意味で、やはり幅広く何して、そのかわり手当も、一千万といふことになく、これはひとつ再検討をしてもらつて、そうしてやはり事務局をうんと強化されて、その方々が委員のところを走つて回つたりして、どんどん意見を推進していくということがやっぱり適当だと、私たちが思うわけですね。まあ、実情はそういうことなので、それから、これを機会に今後ひとつ努力されるように希望いたします。○委員長(松野孝一君) 他に御質疑はございませんか。——なければ、本案

に対する質疑は終局したものと存じますが、御異議ございませんか。【「異議なし」と呼ぶ者あり】○委員長(松野孝一君) 御異議ないものと認め、さうして決定いたします。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにして御述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。【「異議なし」と呼ぶ者あり】○委員長(松野孝一君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。商法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。【賛成者挙手】○委員長(松野孝一君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致で可決して原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましても、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますけれども、御異議ございませんか。【「異議なし」と呼ぶ者あり】○委員長(松野孝一君) 御異議ないものと認めます。よつてさう決定いたします。それでは、午後二時まで休憩いたします。午後五時五十分休憩

午後二時三十分開会 ○委員長(松野孝一君) これより法務委員会を再開いたします。 檢察及び裁判の運営等に関する調査中、被疑事件の処理状況に関する件を議題といたします。 本件については、昨年十月以来、四回にわたり委員会の議題とし、調査を行なつておりますが、去る二月一日の委員会において、当局側で御調査の上、追つて御報告いただくことにした事項がございまして。ただいま竹内刑事局長が出席しておりますので、本事件のその後の処理状況及び御調査の結果等につきまして、御報告を願います。 ○政府委員(竹内寿平君) 昨年七月八日、野田検事正が本件の被告被告人竹内勇氏とともに阿蘇観光ホテルに宿泊して、翌九日ゴルフをしておりますが、そのときの一行は十四名であつて、野田検事正は二百十五号室に宿泊して、竹内氏が事前にホテルに予約しておる。野田検事正は午後七時三十五分ごろにホテルに到着いたしました。が、同時刻ごろ、戸上、村田、古賀、大郎等の各氏が到着していること、それから竹内氏が各人の部屋割りを書きめたことなどの事情から見て、その際野田検事正は偶然竹内氏に会つたのではなくて、当初から一定の計画に基づいて竹内氏と行動をとらしていただたものではあるまいかという点の御疑念に答えるために調査をいたしました次第でございますが、その調査の結果を申し上げますと、まず、このときの一行が運転手四名を含めまして十四名でありましたこと、それから野田検事正が同日午後七時三十五分ごろにホテルに到着いたしましたこと、同時刻ごろ、相前後して戸上、増本、村田、古賀、大郎、竹林、榎田等の各氏が到着しております

すこと、野田検事正が二百十五号室に宿泊しておりますことは御質疑のとおりでございまして、事実、そのとおりでございます。

次に、ホテルに対する宿泊の予約の申し込みにつきましては、その月の五、六日ごろ、三井鉱山の田坂氏が職員に命じて電話で八日五、六人行くという程度の申し込みをさせていることが明らかでございます。その後同月八日の夕方竹林氏がゴルフ場から電話で、今申ししたのは別に二、三室用意してくれという申し込みをしているのでございます。またホテルの部屋割りにつきましては、九州産業交通株式会社側の竹林、大田、柳田の三氏の部屋につきましましては、竹林自身が担当をしておりましたが、その他の七人の部屋は戸上氏が田坂氏と協議をして、橋本氏に一番よい部屋を与え、その他の各氏には普通の部屋を適当に当てることとして、戸上氏が具体的な割当をいたしたということでございます。

そこで野田検事正がこのゴルフに参加するに至った経緯を見ますと、昨年七月上旬、九州産交会社の常務取締役であつて元阿蘇観光ホテル担当重役でありましたこの大田氏から検事正に話がありまして、阿蘇にゴルフに行かないかということでありました。そのときの大田氏の話によりまして、メンバーは大田氏のほかに、検事正も個人的に懇意な間柄であります司法関係の人、それからかねて知り合ひの田坂氏、元弁護士会長で信用のある人と考へておりました村田弁護士であるとのことでありました。野田検事正といましては、かつて公務上の客を案内して、阿蘇観光ホテルに投宿したこ

ともあつて、同ホテルの経営を統括しておりました大田氏とはかねて顔見知りの間柄であつたばかりでなく、同氏からゴルフの手ほどきを受けたというようなこともあつたのでございまして、このときも先人格の大田氏からの勧誘もあり、またその顔ぶれも、連絡のあつた四氏だけであらうというふうな考えをもち、それ以外に参加者があらうとは全く考えずに承諾の返事を与えたということでございます。ところが、同検事正は八日、ホテルの食堂に入りまして、初めてそこに竹林氏が来ていることを知りまして、御自身の言葉によりまして、ちよつとまずいと思つたが、そのまま退席することは社交上いささか妥協を欠くというふうにも思つたので、一に旧知の人とともに楽しむという気持ちで、その会食や、ゴルフに参加したものであつて、会食の席上でも、同氏とは特段の話合ひをしてもおらないし、翌日のゴルフにおきましても同氏と組んでプレーをするようなことはしなかつたというふうな申し立てをしております。それらの検事正自身の陳弁するところ並びに検察当局がホテルその他につきまして調査をいたしましたところなどを総合してみますと、野田検事正はかねてからの知り合ひとの親睦を深めるという気持ちから泊りがけで同行のゴルフに参加したものでありまして、竹林氏にこれに参加していることは現地に至つて初めてこれを知つた事情にあつたというふうな認められる次第でございます。

なお、前回亀田委員から御質疑のありました点をさらにつけ加えてお答え申し上げたいと思ひますが、そのとき

のホテルに対する支払い関係でございますが、これも調査をいたしました結果を申し上げますと、まずホテルに対するものといひましては、昨年の八月二十八日に三井鉱山関係者のグループということで九名の分の費用として支払われております中に、野田検事正分と運転手二名分が含まれておるのでございまして、その関係の支払いが三万七千八百八十五円でございます。これが現実に支払われておる金でございます。さらに同月四日、九州産交会社関係の五分分の費用といたしまして、運転手二名分を含めまして九千三百三十三円が現実に支払われておりますことはホテルの関係書類等によりまして調査の結果明らかでございます。このうち、運転手四名分の費用は部屋の料金が合計千五百円でございまして、これに定食代、奉仕料その他を加へまして合計六千円前後と考えられるのでございまして、この運転手四名分を除く十名分の費用は合計四万四千円といたしてございしますが、そこで一人当たりの費用は大まかに申しまして四千円ぐらいと考えられるのでございします。なお、この検事正が宿泊いたしました二百十五号室の規定上の料金は、御質問のとおり二千五百円でございますが、ホテルに対する支払いが他の者と一括して行なわれておりますために、その詳細は必ずしも明確ではございません。

次にゴルフ関係の費用でございますが、野田検事正は前日、土曜日の八日の日のゴルフ料金につきましては、その日にゴルフクラブにみづから支払つておりました、九日、日曜日の当日のゴルフ料金は九州産交関係者三名を除く七名分と一緒に支払われて

おるのでございます。同検事正分の料金は、検事正が特別会員の取り扱いを受けておりましたので千五百円でございます。一千五百円じゃありません。一千五百円でございます。このほか同検事正は当日五等の成績をおさめたのでございまして、その五等には三百円ぐらいの賞品をもらつたのでございします。さらにゴルフ場で食事をしました費用が一人当たり四百円ぐらいということでございます。同検事正分として現実に要した費用は、合計千八百五十九円でございます。そこでこのホテルの分と両方の関係を寄せますと、四千円と千八百円、合計いたしまして五千八百五十九円が、野田検事正がホテルでの宿泊と、翌九日ゴルフに要した費用の総額であつた。これは客観的に見てそういう金額になるというところでございします。ところで野田検事正は、九日のゴルフの終わりました後に、会費として戸上氏から三千円出せということでございます。他の人たちと同様に三千円ずつ払つたのでございしますが、今申しましたように、この金額は客観的には現実に要した費用を下回つておることは否定できないと考へるのでございします。ただ検事正の気持ちといたしましては、ホテル料金を正確に記憶をしていたわけでもなく、また会費の支払いに際しまして、特に金額を計算する余裕もなかつたものであらうというふうな考へて支払つたという心境のようでございます。

それからこれは別の機会であつたと思ひますが、御質問のもう一つの重要な点といたしまして、一行が夕食をと

もにしておる席上で、関係者の間で、熊本地検あるいは熊本地裁で現実に取り扱つておる事件の話が、当事者の間で話題になつたということが疑問とされたのでございしますが、この点につきましては従業員の相当上のクラスの方の名前も、実は内々承つておつたのでございまして、そういう点につきましては十分調査をいたした次第でございしますが、その際の話題はゴルフの話に終始しておつたようでございます。当時熊本地検において捜査中の九州産交労組告発事件はもとより、その他の事件につきましても、そういう点につきましては何の話も出なかつたということが、これは調査の結果明らかになつたということでございます。このことは先ほどちよつと触れました従業員の人につきましても十分聞いたのでございしますが、その結果においても同じようなことでございします。もちろん野田検事正は、先ほど申しましたように、まずいことになつたというふうな考へておりましたので、本人としてはことさらそういう点は避けて竹林とは口も聞かなかつたように申ししておるのでございします。

以上が大体御質疑に対するお答えにならうかと考へます。

○亀田得治君 相当こまかい点について口頭で御報告がありましたので、あるいは多少私聞き漏らしておるかもしれぬと思ひますが、もし聞き漏らしておりましたら、また訂正していただくことにします。若干、せつかくの御説明であります。ふに落ちない点等がありますので、確めておきたいと思ひます。このホテル代は、野田検事正の分は、三万七千円の中に入つておると思

○政府委員（竹内寿平君） 御指摘のとおり、野田検事正の分はこの三井鉱山

う考え方をいたしたわけでござい
ます。

○龜田得治君　まあわけをわかつて
おってそういう計算をされたならば、
それでいいわけですが、そういう調査
を落としているかと思ひましてお聞き
したわけですが。まあ正確に計算しても
それは三、四百門の程度の違いではな
いかと思うのですが、まあ一ぺんはじ
いてみないとわかりませんが。それか
らもう一つは、ホテルに関してお調べ
になったと言われるわけですが、これ
は熊本の地検から行かれてお調べに
なったのでしょうか、高検でしよろ
うか、どっちです。

ちのほうの調査とは違うわけでして、実際に立石さんがおっしゃったことが、直接話法でその調査報告の中に載っているんですか。あるいはお調べになった高校の次席検事の調べた結果の結論的なものとして書かれているのか、どっちなんですか。

○政府委員（竹内寿平君） 曾我部次席は立石さんに直接会って、立石さんから事情を聞いておるようでございます。

○堀田得治君 いや、そこで立石がどう言うたというふうにきちっと書かれているわけでしょう、立石の言葉を。

○政府委員（竹内寿平君） 岡本本で書

け。

○龜田得治君 二番目はなれてした。

○政府委員（竹内寿平君） 田坂氏。

○龜田得治君 田坂氏の前。

○政府委員（竹内寿平君） 司法関係者の……。

○龜田得治君 名前は。

○政府委員（竹内寿平君） これは古賀さんという方でございます。

○龜田得治君 古賀さんは、これは弁護士ですか。

○政府委員（竹内寿平君） これは福國高裁の判事でございます。

○龜田得治君 橋本弁護士は、その四人には入っていないのですか。

り、大即さんという人は産交の常務取締役でございまして、まあいわば被告免人側の人でございます。したがうに、なるほど検事はあとどういふことがふくれ上がってくるかということ、は予想し得なかつたとしても、大即さんがそういう関係者の一人であるといふことはわかつておるわけでございすから、やはりこれは、時期としては、大即さんからそういうお話があつたとしても、そこでちょっと慎重に考へてみる必要があるでなかつたかといふふうに私ども考えるのでございます。それから古賀さんにつきまは、これは司法官でござい、ますか

○政府委員（竹内寿平君） これは福臨
高検の検事長からの報告でございまして、
差し向けまして調べた高検の、たゞいまは山
形の検事正に先般転任いたしました曾我部次
席検事が、みづから検事長の命を受けまして
ホテルに参りまして調査した結果ということに
なっております。

○藤田得治君 その辺はたいへん私ども
の調査と食い違つておるわけですが、その調査はいつになつてゐるんで
しょうかね。

○政府委員（竹内寿平君） 大即さんか
らの最初の話のときには橋本弁護士は
入っておらないのでございますが、現
突に行ってみると橋本さんも来ておっ
た、こういうことのようにございま
す。

○亀田得治君 そこでお聞きするわけ

ら、別段問題はないと思います。また田坂さんは、三井関係の人でございすけれども、この方も何かきわめて個人的な関係で知り合いのようでございしますが、そういう人である。それから村田さんは顧問弁護士をしておられるかもしれませんが、とにかく弁護

○**亀田得治君** これはどなたにお会い
 になってお調べになったんですか。
 ○**政府委員（竹内寿平君）** 報告書によ
 りますと、関係の帳簿を全部見せてい
 ただきまして当たりましたほかに、人
 としましては、従業員の上石市郎氏に
 つきましても事情を聞いて確認をいた
 しておる次第でございます。

○政府委員(竹内寿平君) 調査した日は確実にはわからないのでございますが、検事長からの報告書は二月二十日付の報告書でございます。

○龜田得治君 ちょっと聞き漏らしたんですが、最初、野田検事正が、白分たちは四人が集まるんだと思つていた、その四人の名前をここにちょっと

う。村田さんは三井と産交と両方の顧問弁護士をやっておる。田坂さんは三井の総務部長なんです。なるほど人数は最終的には相当ふくれ上がったわけですが、最初のこの三、四名をちゃんとしてそろえまして、非常に事件をたくさん持っておる三井と産交の人がちや

士であられるわけではあるが、まあさういふようなわけで、他の三氏につきましては、これもあとになってせんさくすわけばいろいろな問題がありそうなきが、廿ぬでもありませんが、少なくとも大原則さんにつきましては、産交の常務取締役であるという現在の位置から考えまして、あのときにあいあいお誘ひを

○亀田得治君　まあ、帳簿のほうは、大体これは客観的に是認されることで、すからいいわけですが、ホテルにおける行動ですね、これはやはりお客様に接する関係の人でないとこれはわからぬわけでして、そういうわけで、私のほうから特にあなたに立石市郎を調べてくれ、こういうふうに申し上げたわけ

と、だれとだれの四人ですか。

○政府委員 竹内寿平君）大郎氏からの最初の話では、まず第一に大郎氏、それから検事正が個人的に前から知っており、ます司法関係者の人、それから田坂氏、それから元弁護士会長であつて、現に弁護士である村田氏、その四名でございます。

はこういふことは、最初は四人のつねりであつたかもしれないが、あれだけの事件をいなかでやっていたら、これほどもうたいへんなことなんだ、向こうは。あの辺でちよつとうわさを聞いたつて。そういうことはどういふふちにお考えでしょう。

うふうに、私ども今日になってみて考
えておるのでございます。

○亀田得治君　私がたとえば告発した
り、あるいは法務委員会等で大いに追
及しておるその相手の弁護士なんか
と、あるいはその会社の重役と一緒に

飯でも食っておったといったら、私に對する陳情なり要請をしてきた諸君がどう考えるか、それはもう常識ですよ、こんなことは。ことに検事正ともあろう人がそういうことは特に厳格に對処しなきゃならぬわけですからね。ただいまの刑事局長の御報告を聞きましても、これははなはだ遺憾な行動であつたと、私はお答え自体の中からおわかるわけですね。十二人はなるほどその点にこだわれば偶然であつたと言へるかも知れませんが、しかし、最初の四人はこれは何も偶然じゃないので、大郎さんから誘われてちゃんと承諾をしてそうして集まつてゐるわけ、そうしなければむしろその点が大事なわけ、と、あととはどれだけふえようと、それはみんな同じような関係の人ですからね。その点はむしろたいした問題では私はなかると思ふ。だから、最終的にひとつ大臣の御意見を聞いてみたいと思ひます。

そこでいろいろお調べになつたようですが、リンドウ会というものをその八月から九月にかけて関係者がお作りになつた、こういうふうなことは調査されておらぬでしょうか。

○政府委員(竹内寿平君) 何かリンドウ会というものがその後で、そういう会としてそういうプレーをやつておるものがあるや、検事正転任後にそういうと出てるのでございますが、検事正はリンドウ会としてやつたことはないやうでございます。

○龜田得治君 私のはうで戸上に会ひまして、まあ私じゃないですが、本件に關心を持っておる諸君が戸上に会ひまして、そうして調べたところにより

ますと、その日現地でリンドウ会というものを作つた、こういうことになつております。この辺もどうも割り切れぬものを感ずるわけ、まあ偶然かなんかにしろ、ともかく一度ゴルフをやつて、そうして飯をべん食つたといふことなら、それは一時的なことになりませんが、ところが、何か会を作るといふようなことになりまして、これははなはだ私は遺憾を欠くと思ふんです。それはどんなにゆるい会、まあおそろくそんな規約のあるような会でもないの、ところが、検事正ともあろう者が、問題になつてゐる会社の重役やそういう諸君と何かグループを作るといふような印象を外へ与える、こういうことはもつてはかじやなからうかと思ふんですが、まあそんな会ですから、別にどこまでが会員で、しからは検事正が正式の会員と言へるのか言へないのかといふことにもなるでしようが、まあ世間はそんな法律的なこまかいことを別にせんさくしてゐるのじゃないのでして、あの人たちが寄つて何かリンドウ会みたいなのを作つたらしいと、もうそれだけでやっぱり非常な疑惑の種になるわけですね。それはあとから検事正が転任されてから作つたのじゃないに、現地でその日作つた、こうおっしゃつてゐるわけ、だから、まあ検事正がその主体になつてやつたわけでもないでしようが、それはほんとうに偶然にこういう機会があつたのなら、それはちよつと待つてくれ、そんなことは少なくともおれのおらぬところではくれと言わなきゃならぬところ、すわね。それもおっしゃらないで黙つてゐるところに、少し検事正という地位を忘れられ

ておるのじゃないかという感じがするんです。幾ら飲んでおつたつて、それは大事なことですから言ひますよ。で、局長は、何かそれからあとに、とかいふようなことをお答えになつておられますが、その辺は相当正確に調査されてゐるわけ、しよ。

○政府委員(竹内寿平君) 今のようなお話も、報告書の中にもちよつと見えておりましたので、ちよつと神経質みたいなことになりませんが、なお念を入れて調査をしてみたいわけ、でございますが、その場でそういう話が出たかどうか、これは確認する資料がないわけ、でございますけれども、その後、そういうものがあるといふことでございまして、検事正自身も自分は役人でもありません、当時転任を予定しておつたわけではありせんけれども、役人が外部の者と懇親会といふ特別なパーティのようなものを、グループのようなものを作るといふ考えは自分で持つておらないので、氣にもとめてゐなかつたため、最初の報告の中にそんなことも書かなかつたが、その後、仲間がリンドウ会をどういふか、そういう会を作つて、ずつと、自分が転任してから後も懇親のゴルフ会を統つておるやに聞いておると、それがどうしてそんなことが出てきたかといふと、自分も、三千円でちよつと、自分、自分、向こうがそう言うから払つたけれども、足らぬといふ話なら追加して返さなきゃならぬが、だれに返したらいいかといふようなことから、そのリンドウ会といふようなものがあるらしいといふこともわかつた、といふことの報告でございまして、かりにその席でそういう話が出て、何もオブジエクションをそこで出す必要もない、黙つて聞いておつて、自分が入らなけりやそれでいいこと、じやなからうかとも思ひますが、もちろん、その仲間に、一緒になつてリンドウ会を作つて、今後そういう外部の人と一緒になつて特別な懇親のグループを作るといふようなことは、仰せのとおり、私ももちよつと、妥当を欠く行為だと思ひます。しかし、検事正はそんなことは考へておらなかつたように推測されるのでござい

ます。

○龜田得治君 まあ検事正の問題は一応この程度にして、例の本筋の告発問題で、これは、報告書を文書でい

ただきましてから、さらにこれを朗読されるのも時間がかりますから、一応これによつて報告を受けたとの前提で、二、三確かめてみたいと思ひ

ます。

その第一点、この報告書を拝見いたしますと、犯罪の嫌疑がないといふのと、犯罪の嫌疑十分といふのと、分けて書かれております。そこで問題は、犯罪の嫌疑十分と指摘されておる点ですが、これは、主として架空の領収証を用いて金を引き出しているんです。その点までは、もちろん担当の檢察官も認めております。これは、不起訴になつた後に、告発人の諸君が、これは重大な問題でありますので、確かめに行つておるわけですが、いろいろなためならぬ領収証で金を出しておる。このこと自体は、これははつきりしてゐるわけ、すね、檢察庁で、ただ、それによつて引き出された金です

ね。それがどう使われたのか、はつきりしない。だから、その嫌疑十分だ、こ

の報告書を拝見いたしましたも、三枚目の終わりのところ、(三)の「第三事実」といふところ、あるいはその裏の「第四事実」、それから一番終つてすね。報告書のこれはまあ告発人の分の一番終つたやつですが、まあこれなんかもそういうこと、で、告発人たちがどうして納得しないのは、正當に使う機密費なり交際費であれば、何もそんな架空の領収証などを作つて、會計から金を引き出す必要がないではないか。これは、だれしも持つ疑問なわけ、です。檢察庁としても、その点はまあ認めてゐるわけ、で、それはさうだらうといふふうに認めてゐなければ、これは疑う理由といふものは出てこないわけ、ですから、それは認めてゐると思ふんですが、ただ、そういうふうにして引き出した金の使い方が、自分の私費に使つてゐるとか、そういうことになれば犯罪が成立するといふことで、そこを追及、お調べになつたようですが、そこがはつきりしない。結論としてはどうもそういうこと、ようです。

そこで、二、三どうしてもこれに告発人側としては納得できないわけ、で、お聞きするわけですが、しからば、架空の領収証といふものは、金額にしてどれだけ、枚数にして何枚ぐら

い使われたのか、その点をまずひとつ明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(竹内寿平君) ただいま御質問の、その金額にして幾ら、枚数にして幾らといふ点につきましては、私どものほうへ参つておられます報告からはお答えいたしかねる状況でござい

ますが、もちろん、捜査当局は握つてゐると思つてござい

ますけれども、そ

う思つてござい

ますけれども、そ

の点は、公にいたしますことも困難な事情にあるのじゃないかと思ひますが、不起訴記録の内容を公表するというような結果にならないような意味においてのお答えということでございまして、そういう形でまあお答えを申し上げるということになるかと思ひますが、それも、現地の検察官について、告訴人という立場から、被告人という立場からお聞き取りを願ひほかないのじゃないかというふうに考へてゐるのでございます。私のほうには、そこまでこまかい点は報告されて参つておりません。

○龜田得治君 この被告人は従業員でありまして、それで、でたらめな告発をしたということであつては、これはたいへんな問題が起こるわけなんです。そして、告発事件を検察庁に持つていっているわけですから、それは検察機能に対するやはり協力なんです、ある意味では。また、非常に熱心に協力もしたわけなんです。したがひまして、これは、被告人としては、何と申してもある程度のは説明してもらひませんと困るわけなんです。じゃ会社が一方的に何か処分するというようなことをやった場合に、こちらとしてどうして対抗するのか。そういう面から考へたつて、これは必要なことになるわけなんです。だから、一休架空領収証というのは何枚ぐらひ出て、金額は幾らぐらひか、それが何に使われたかという点は検察庁が——これは非常に重要な問題です。しかし、私が指摘したような点ぐらひは、それは疑ひを持たれた出発点なんです。こちらにしてみれば、それぐらひの説明がなければ、これは何と申してございませうか。

○政府委員(竹内寿平君) 私のほうには、現実にはそういう調査報告は参つておらないのでございまして、先ほど申しましたように、不起訴事件の記録の内容というふうなものは、公開しない建前になっておりますけれども、告訴人という立場から関心を持つてゐる事項につきましてお尋ねを受け、それに対してある程度納得のいくように説明をするということとは、今申しました不起訴記録を公開するというような制限が、また別の観点で理解し得る事柄であらうと、そういうふうな考へるわけでありまして、私が事情を聞いて、この公開の席上でお答えを申し上げるということになりまして、今言つたような制限に若干抵触してくる場合があるのじゃないかというふうな考へるわけでございます。そして、そういう意味におきまして、現地の被告人から取調官にお尋ねを申上げてゐる次第でございまして、

けです。そこで、お聞きするわけですが、これは地元の検察官に聞いてくれというふうなことのようですが、地元の検察官が、それは本省のほうで御調べ願ひわけにいかないのですか。

○政府委員(竹内寿平君) 私のほうには、現実にはそういう調査報告は参つておらないのでございまして、先ほど申しましたように、不起訴事件の記録の内容というふうなものは、公開しない建前になっておりますけれども、告訴人という立場から関心を持つてゐる事項につきましてお尋ねを受け、それに対してある程度納得のいくように説明をするということとは、今申しました不起訴記録を公開するというような制限が、また別の観点で理解し得る事柄であらうと、そういうふうな考へるわけでありまして、私が事情を聞いて、この公開の席上でお答えを申し上げるということになりまして、今言つたような制限に若干抵触してくる場合があるのじゃないかというふうな考へるわけでございます。そして、そういう意味におきまして、現地の被告人から取調官にお尋ねを申上げてゐる次第でございまして、

○龜田得治君 この架空領収証で引き出したお金を、使途を検察庁が調べたわけですね。しかし、どうもはっきりつかめない、そこで嫌疑不十分、こうしてゐるわけですが、全然はつきりしないわけじゃ私はなからうと思ふ。その点はどうかなんです。

等に使つたと、こういうことになつてゐるわけでございます。その場合に、官庁の会計などでございまして、予算費目というものはちゃんとございまして、旅費を旅費に流用したり、庁費を旅費に使つたりというふうなことは、科目を乱るわけでございます。同く会計法上禁止されてゐるわけでございますが、それとて、もしその禁を犯した場合に、刑法の犯罪としてはどういう犯罪になるのかという問題が一つございまして、この九州産交の会計の書類を見ますと、官庁会計などとは違ひまして、すこぶるそこはなす算の科目から見ますと、そういう点はすこぶるあいまいなものでございまして、密着のワタというものはあるわけなんです。何でもかんでも密着費だ機密費だ、何で使へば犯罪にならないというふうなものではなくて、一定のワタ内の機密費は、あらかじめ予算として決議されておるようでございます。そのワタ内において使う。その場合に、国の予算と違ひまして、必ずしも常に使つたが、そのとき現金があるとは限りませんので、ほとんど使つた場合に、金券のようなものを、ちよつとメモを書いて、これを使つたというところで渡すと、会計のほうでは、それに基づいて整理をしていくようでございます。が、そのとき現金がないから、集めておつたやつで渡す。あるいはあとで調整しますときに、今言つた架空のものを使つて埋め合わせをしていくというふうな経理のやり方をやつてゐるようでございます。この点は、私どもの目から見まして、すこぶる公正を欠く

ような案件でございまして。しかし、それをもうすぐ業務上横領というふうに見えらるかどうかということにつきましては、これはなかなかおぼつかないの

でございまして、もちろん、積極的に解する学説もないではございませぬが、最高裁の判例等は、そういう場合には、機密費でありまして、それは会社のために使つたのでありまして、自分のために使つたということになりませんと、責任にも、また業務上横領にならないというふうになつております。そこで、検察官としては、浮き上がらせたその機密費の使い方が、ほんとうに会社のためであるか、自分の個人の用にも使つてはせんだらうかという点が捜査の焦点になつたよう

でございます。その点の追及をしていくわけでございますが、官庁の会計と違つて、証憑書類といつたようなものはなかなかない。そういう意味におきまして、非常に捜査は難航したようでございます。すけれども、結局、何か疑ひが残つてゐるのだけれども、きめ手となる証拠がつかめぬというのがこの結論のうちに承知してゐるのでござい

ます。

○龜田得治君 その報告書は、会社以外のことには決して使つてない、全部会社のことに使つてゐる、白費には使つておられない、そういう結論の報告ですか。

○政府委員(竹内寿平君) そうではございませぬ、会社のための機密費として使つたのだ、機密費として使つたということは、会社のために使つたというところでございまして、そういう弁解はしてゐるけれども、私に使つたものもあるのじゃないかという嫌疑

が残つてゐるけれども、私に使つたというはつきりした証拠がないというの

が、嫌疑なしという結論になつてゐるわけでございます。

○龜田得治君 それじゃ、会社のために使つたということも、きちんと全部裏づけできてゐるのですか。私に使つた点についても証拠が握れん、こうおっしゃるが、その膨大なお金が会社

に、こゝで二十万使つた、こゝで五十万使つたというふうな裏づけがちゃんとできてゐるのですか。

○政府委員(竹内寿平君) その機密費というものがなかなかつかみにくいのでございまして、会社のために全部使つたのだという証明がつかば、犯罪は嫌疑なしということ、比較的「罪にならず」に近い裁定になると思ひますが、そうとも言へず、さればといつて、私に使つたという証拠もあがらないところから、嫌疑不十分ということに相なつたようでございます。

○龜田得治君 いくつかの質問でも、例の美宝堂の林敏夫ですね。これが問題になつたわけですが、昨年の十一月三十日の刑事局長の御答弁でも、美宝堂から実際に品物を買つてゐないのに、にせの領収証を切らしてゐる。そういう関係があつて、ぜひ林敏夫は調べてみる必要がある、こういうふうにおっしゃつてゐるわけですね。ところが、美宝堂はまだつかまらなないのでね。林敏夫。なぜそんな、こんなものがいつまでもつかまらぬというのには不思議なんです。つかまらぬ。しかし、つかまらぬのはつかまらぬでしょう。なぜ、そんなものがつかまらぬうちに、その部分の結論をお出しになつたのです。ちよつと

この前の答弁からいっても筋が通らぬ
と思ひます。

○政府委員(竹内寿平君) 仰せのとおりでございまして、私も、美宝堂主人は、ぜひ検察庁としてもこの関係で調べたいという一人であるということをお願い申し上げておるわけですが、そのように私も現地から報告を受けておるのでございまして、今日調べずに結論を出すということが適當でないんじゃないか。欲を申しますればそうだとおもうのでございまして、ただ、事案の性質から言ひまして、美宝堂から違つた受取を使つたということが文書偽造とかいふようなものになれば、それは、それ自体犯罪でございまして、金を浮かせる手段としてそういうことをやつたということでありまして、そのこと自体は、不當経理というだけであつて、犯罪としては、その浮かした金を私に使つたから、会社のため、つまり機密費として使つたかという点に捜査の焦点をばつてきておるようでございまして、その結果、十分証明がつかぬということになりますと、美宝堂主人を調べないというこの一点で、じんぜん結論を出すことをちゅうちょするということは、やはり捜査官としては、かね合ひの問題でもございまして、まずはこの辺で、その点は調べなくても判断がつくという考へに立ち至つたのではないかとおもうに思ふのでございまして。

○龜田得治君 とにかく何に使つたかということは、これは任意捜査でやつておるわけでしょう。それは適當なことを言ひますよ。したがひまして、たぐる方法としては、美宝堂まで行つて、何でそんな領收証を出さしたの

か、そういうことでも追及していかなければ、それは手がかりが實際にないでしょう。美宝堂を調べたら、あるいはこのにせのやつを出すかわりに、出した金で何かちよつと待遇するといふこともあつたかもしれぬし、私は、これは強制捜査をやられておれば、追及の仕方はいふ違ふと思ふのです。普通でない形式で金が出てゐることは認めながら、あとはその会社の重役の言ひなりですね、結局。だから、そういう状態なら、たとえ間接的であつても、美宝堂の主人に聞いて、お前がこゝういふ領收証を会社に出してやつたか、どんな関係なんだというやうな点をどうしてこれは追及しないのですかね。これは追及するつもりだつたとおしやるのでしようが、そこまでやつて、なおかつそれでも手がかりが出てこぬということなら、告発人も多少誠意は認めると思ふのですが、もうさつさと結論を出しになつてゐる。これは、刑事局長も、美宝堂のことはぜひ調べよということ御指示なさつたはずですが、これはどうなつておるのですか。

○政府委員(竹内寿平君) 美宝堂の点につきましては、警察署長でございまして、つかまつて手紙が来ておる。わかつておるじゃないだらうかという御疑念に對しまして、當時調査をして、それはわかちやいなかつたのだけれども、そういう手紙が来たということだけはわかつたということ、その岡山でございましてたかの消印であるといふので、岡山、広島方面の探索を、指名手配をしてやつておるということの回答でございまして。その点につきまし

てはですね。そういうことになつて、調べて、何もほつたらしかしてあるわけではなかつたように思ひます。

それからなお、龜田先生のお話の強制捜査の点でございましてけれども、強制捜査をすればそういうことを言ふといふことは、必ずしもそうはならないので、やはり強制捜査をするといふのは、証拠隠滅のおそれがあるとか、逃亡のおそれがあるとかいふのが理由なんで、供述を求めるといふ強制捜査を、身柄を拘束するといふやうなことはしてはいけないことなものでございまして。これは申すまでもないことでございます。しかし、それにしまして、会計帳簿の点検をした結果、こゝういふところに書き上げてあるけれども、その使途は本人に聞かなければわからなかつたといふやうな根拠をもとにして質問をしていくといふのでなければ、金券一枚で、メモ一つでどこそこを払い、機密費としてばつと渡してしまつたそのメモを、幾ら横からながめても、経からながめても、そこから私に使つたといふ証拠を、たとえ身柄を拘束いたしましても、そこから引き出すといふやうなことはなかなかむづかしいのでございまして、もちろん、これは強制捜査をしてやるべき案件か、あるいは任意捜査であつてこの事件のやうに押し進めてやるのがいいかといふやうなことは、現場の検察官の責任において判断をすべきことでございますから、一がいに批判をすることは差し控へなければなりません。これはなかなかむづかしい問題で、身柄を拘束いたします場合には、供述だけを得るといふやうなことではやつちやいけな

いといふことに取り扱つておる次第でございまして。

○龜田得治君 供述だけ取るために逮捕するのさういふありますよ。竹内さんはさうおしやるけれども、ずいぶんありますよ。そういう場合には一々訂正を申し込みますけれども、私の申し上げるのは、にせの領收証などを作つて、金を出して、そしてそれが、使の仕方はちゃんとほつきりしているのだと、帳簿の上で、おそろひはつきりしておらぬのでしよう。はつきりしておらぬから、検事としては、どつちかわからぬ、こゝういふ疑いを持つておるわけであつて、帳簿の上で、あれに使つた、これに使つたとなつていたか。当たつて、なるほどと、こゝうなれば、それは犯罪の嫌疑なしでやつたらいいですよ、そんな不十分といふやうなことじゃなしに。そこで行つておらぬでしよう。つまり、会社の重役としては、説明のつかない金があるわけなんですよ。全部説明がついておるなら嫌疑なしですよ。説明のつかぬ金があるなら、強制捜査をやつていいんじゃないですか。どうなんですか。それから、もう一つ早く書類なども押収して。大体あなた、ゆつくりやつておるから、全部帳簿だつて変わつておるはずですよ。説明はついていないのではありません、会社の重役の。

○政府委員(竹内寿平君) 書類の押収につきましては、時期を失したことは、捜査上、あとから考へてみましても、ないというのが検事長の監察結果でありまして、その点は御信頼をお願いしたいと思ひます。今の、あ

とが調べてないのじゃなからうかといふ御疑念でございまして、仰せのとおり、調べられればはつきりすると思ふのでありますが、機密費で使ひましたといふことでありまして、その機密費をどこへどういふふうに使つたかといふことになりまして、相當古い、つまり数年前のものもありまして、それがどこの料理屋の払いに使つておるか、その料理屋といふのは、どういふ会であつたのかといふやうなことにしまして、記憶は薄らいでしまつておつて、その点を一々全部当たつていく手がかりもないわけであつた。手がかりがあまりなければ、もちろん検察官としてはこれを調べていつて、それが機密費に相當する使い方であつたか、それは單なる自分の飲食の費用であつたかといふことなどがはつきりしてくるわけではございませんけれども、そういう手がかりになる資料は、会計帳簿には、もちろん機密費として書き上げてあるだけでございまして、会計帳簿からはそれをうかがう方法はない。そこで、会計帳簿に機密費として書き上げたものになる伝票みたいなものは何かといふと、先ほど申し上げましたように、金券のやうなもので、鉛筆でちよつとメモに書いた程度のもので、幾ら出せといふやうな式のものも重役から会計係に渡されたといふやうなことで、そのメモを上から見ようと思つたら見ようと、そこから料理屋も浮かんてこないれば、それを説明させようにも、数年前のこと、一々はつきり記憶しておらぬといふやうなことで、非常に難渋したといふことでございまして。そういうことで、調べる方法がないといふことで、嫌疑を減しながらも、

有罪のきめ手となる結論が得られなかったというところのごさいます。

○龜田得治君 はなはだたよりないですな、そうなる、検察庁は、これはもう機密費で、忘れてしまったと言え、それ以上は追及できないんです。何にせよ、堂々と、会社のために金を使うのであれば、正規に出していいじゃないですか。だから、何というんですか、こういう事件があらぬようでは、これはちょっと検察庁も困るですね。

それからもう一つ、万日山の事件につきまして、四月七日に、伊津野検事が、再び万日山の問題をよく知っている池田嘉一、木村茂義、こういう人を呼び出して、何かやはり自信がないのと違ふんですか。呼び出したとき、不起訴処分にしてしまつてから、何でそんな者を一体呼ぶのか。しかも、呼び出して、お前たちはまだ万日山事件を追及するつもりかと、あまりそんなことをしていると、証言になるぞ、というように、検事が言っておる。まあ悪くしたら、多少疑いはまだ残っているが、あとからそれがひっくり返つて、ばれてきたのでは、検事のミスになるから、もうこゝろをばめておいたかどうかというように、半ば脅迫的な勧告のような感じを受ける。ただし、別れぎわには、何か証言があったらひとつ知らせてくれ、というように、お前たちがおつたようですが、相矛盾したような言葉を使っているようですが、いづれにいたしましても、不起訴処分にして、なおかつ参考

人をもう一度呼んで、今私が申し上げたような、相矛盾するようなことを言わねばならぬような、へつり腰で処分するというのは、はなはだけしからぬと思つてゐる。きのう初めて私このことは聞いたわけですが、こんなことではないでしよう。処分してから未練たらしいというところは、自信がないというところなんですよ。まああなたに質問していると、いつも次から次へ新しいのが出てきて、質問が残るわけだけれども、それで、検察官がそういうことをおやりになるから、これまた関係者としては、はなはだふに落ちないわけですよ。検事はなぜあんなことを、今ごろになって呼び出したんだらうと、全然あなたは知らぬですか、そんなこと。

○政府委員(竹内寿平君) 全く初耳でございまして、そういう報告ももちろん受けておりません。起訴不起訴を決定した後に、おいては、もちろん一事不再理という関係はございせん。起訴猶予になりましたものでも、さらに再び起訴するというのもあり得ますけれども、いわんや嫌疑十分とか、嫌疑なしというふうな処分をしたものにつきます。さらに新しい資料によつて嫌疑が生まれてきたというふうな場合には、さらに捜査をすることを禁止した法律の規定はないわけでございますけれども、通常はいたさないのが常識でございます。もし、その伊津野検事が関係者を呼び出して聞いているというふうなことでございまして、何かならば、通常考えられますことは、何かその問題に関して新しい情報、知識を検察庁が得て、その点を確

認した上、関係者に來てもらつたというふうなことが考えられるわけでございます。その一事をもつて、自信がない結論を出したから、そういうことをやっていると、どうしようにも勘ぐれば勘ぐれぬこともありますが、そうでない見方を通常はし得ると思ひます。通常、一度決定しましたものにつきましては、特段の理由がない限りは、重ねて調べをするということはないように思ふわけでありまして。

○龜田得治君 万日山の点については、この報告書を見ても、嫌疑不十分じゃないに、嫌疑がない、こうなつて、私が指摘したような、そんな扱いをして、私自身に、はなはだ了解できぬものがあるわけですよ。これはまあどうせ検察審査会なり、いろいろ別個な機関のほうに移されることになるのだからと思ひますが、そこで、最終的に一点お伺ひしたいのは、例の野田元検事の身分ですね。先ほどのあなたの調査報告からいたしまして、決してこれは偶然な都合ではない。偶然じゃないです、これは。十何人は偶然かもしれないが、もとは偶然じゃない、これは。それからまあ三千万円支払つたといふことが、実際にかけた費用の少なくともこれは半分です。いろんな表に現れない経費などを入れたら、それはもっと……少なくともこれより

はかかつてゐるに違ひないわけですから、半分ですから、まあ一割か二割足らんかたつたというのとはこれはだいぶ違ふ。しかも、産交、三井といったような、検察庁で重大な事件を扱つてゐる相手からそれが結局は支出されてゐるわけですよ。今ごろから払おうかとい

うようなことを言つておつたって、それは言つてただけでしてね。そういうまあホテルにおける話の内容につきましては、私たちの調査と御報告とは、これはまあ食い違つておりますが、しかし、他の点だけから判断いたしましたら、これは検事正としてはなはだ格好の悪い話だと私は思ふのです。これにつきまして、法務省としては一体どういうふうなお考えなのか、これは、法務大臣にお聞きしたほうがいいかと思ふのですが、何かそういう点についての打ち合わせ等なんかあるのですから、お答えを願ひたい。一方では、あの検察官適格審査会にもかかつてゐるわけですから……。

○政府委員(竹内寿平君) 検事正の身分上の問題につきましては、法務大臣から御答弁を願ひたいと思ひますが、本件につきまして、担当の局として調査をいたしました関係上、資料を取りそろへまして、法務省内部の相当機関に提出いたしました。先般もいろいろ身分上の処置につきまして、詮議を進めておる段階でございまして、何分の身分上の処分がなされるものというように期待いたしております。

○龜田得治君 それは、法務大臣の決裁を仰ぐ、そういう段階になつておるわけでしょう。

○政府委員(竹内寿平君) 法務大臣の御内意をすでに得ておまして、あとは手続を進ませるという段階だと思ひます。

○委員長(松野孝一君) 速記をとめて。

○委員長(松野孝一君) 速記を始め

○龜田得治君 私たちは、あそここの三池労組なり産交労組の諸君の気持等から考えまして、非常に野田検事正の行動に対しては疑惑を持っておるし、その表に現れた現象だけでも非常によはり憤慨してゐるわけなんです。そういうことについては、十分答えられるような処分が出ると、こういうふうにして了解していいですか。

○政府委員(竹内寿平君) 私は、事実上即して、可能なる限り正当な評価をして、それに相当な処分をされるものというふうな考へております。

○龜田得治君 実は、私のほうで、参事人または証人として関係者を一度法務委員会に呼んでほしいという考へ方を持つてゐるのです。それは、野田検事正のこの言動にたいしては、御本人から私たちが聞きたい点もあつて、なほこの立市市郎についての話も、福岡の高検検事長の調べとわれわれと、だいぶ開きがあります。これは非常なやほり問題点だと思ひます。まあそういう点もあり、さらに、野田検事正がずつと指揮されてきた本件告発事件の扱い方というものが正当であつたかどうかという点につきましても、これは、今までは刑事局長を通じていろいろ質疑しておるわけですが、やはり関係の担当検事なり直接の指揮された検事正、そういう諸君の弁解をわれわれとしては聞きたい。まあそういう意味で、次に申し上げるような皆さんを参考人として呼んでほしい。これは、直接聞けば大体全貌というものが一そうはつきりするんじゃないかというふうに思ひます。名前をあ

【速記中止】

○委員長 松野孝一君　ただいまの鶴田委員の御提案の取り扱いについては、いづれ理事会において協議いたします。

他に御発言もなければ、本件に関する調査は、本日は、この程度にとどめます。次会は、四月十二日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

一、裁判所法附則第三項改正に關する請願（第二、五一七号）（第二、五一八号）（第一、五二六号）（第二、五二七号）（第二、五二八号）

第三部 法務委員会會議録第十九号

、皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願（第二、五二四号）（第二、五三七号）（第二、五四三号）（第二、五四四号）（第二、五六〇号）（第二、五七一號）（第二、五七二號）（第二、五八一號）（第二、五九〇号）（第二、六二七号）（第二、六二八号）
、皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願（第一、六二九号）（第二、六三〇号）

請願者 大阪府枚方市住宅公団

郎外六名
紹介議員 高田なほ子君

官は、日常、書記官、速記官となん
所に勤務する代行書記官、代行速
記官は、日常、書記官、速記官となん
ることにない同一質量の業務に
事し、かつその責任も同じであるに
かかわらず、給与、身分の差別はい

第二五一八号 昭和三十七年二月二
十三日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願
(一通)

良史外十一名
紹介議員 千葉 信君

じである。

十四日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願

請願者 滋賀県長浜市田旭町一
一六 村井信雄外四十

この請願の趣旨は、第二五一七号と同

第二五二七号 昭和三十七年三月二十四日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願

である。

第二五二八号 昭和三十七年三月二十四日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市膳所宮町
一、三四五 湯本昭一

郎外七十三名
紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二五七号と同じである。

第二五二九号 昭和三十七年三月十四日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 名古屋市熱田区古新町

七十五名
紹介議員 近藤 信一君

じである。

第二五三〇号 昭和三十七年三月二十四日受理

請願者 德島市住吉本町五ノ五
一ノ八 山西晃外五十

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

この諸願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二五三三号 昭和三十七年三月二十四日受理

町 川村夷外八十八名
請願者 名古屋北區城北新
裁判所法附則第三項改正に關する請願

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第三五一七号と同

じである。

十六日受理

紹介議員	高田なほ子	名	ノ四六	勢川重雄	外二
------	-------	---	-----	------	----

この請願の趣旨は、第二五七号と同じである。

第二五六六号 昭和三十七年三月二十七日受聖

(二通) 請願者 兵庫縣尼崎市七松神榮

三〇 矢野正則外十八名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二五九一号 昭和三十七年三月二十八日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 栃木県小山市大字稲葉郷一、七二三 磯野政一郎外三名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三三號 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 富山県氷見市協方東軒満州雄外十二名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三八号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 長崎県佐世保市皆瀬町六六二 大崎成雄外十九名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四二号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 京都市伏見区向島五五郎 武内龍昭外二十一
名
紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四六号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山市網浜六八二 大森靖弘外三十五名
紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三二号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県倉敷市住吉町二二九 守安良三外十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三五号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 長崎県平戸市岩ノ上町一、二〇〇 岡メノ外十二名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三九号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 長崎県佐世保市福田町五二 山口祐子外十九名
紹介議員 成瀬 峰治君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四三号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 石川県金沢市飛梅町五 福島勝外二十五名
紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四七号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道上新川郡大山町馬瀬 田近尚外三十八名
紹介議員 龜田 得治君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三三號 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道根室市宇敷島町四 田中俊男外十二名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三六号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 富山市朝葉町一丁目岡本清貞外十四名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四〇号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 長崎県佐世保市藤原町一 稲富泰男外十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四四号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 京都市左京区大原戸寺町一四九 植田光彦外二十九名
紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四八号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 京都市左京区高野竹屋町二三 前田潤外四十二名
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三三號 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県新見市上市二五六 田原真澄外十二名
紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三七号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県真庭郡久世町久世一九六 山野文吾外十八名
紹介議員 平林 剛君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四一号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県玉野市築港大通り三ノ一 大枝節栄外十九名
紹介議員 中田 吉雄君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四五号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県笠岡市入江九ノ三 黒田実外三十六名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二五二四号 昭和三十七年三月十三日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)
請願者 岡山県勝田郡奈義町広岡 青木守夫外三百四名

第二六三三號 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県新見市上市二五六 田原真澄外十二名
紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六三七号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県真庭郡久世町久世一九六 山野文吾外十八名
紹介議員 平林 剛君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四一号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県玉野市築港大通り三ノ一 大枝節栄外十九名
紹介議員 中田 吉雄君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二六四五号 昭和三十七年三月二十九日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岡山県笠岡市入江九ノ三 黒田実外三十六名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第二五一七号と同じである。

第二五二四号 昭和三十七年三月十三日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)
請願者 岡山県勝田郡奈義町広岡 青木守夫外三百四名

紹介議員 下村 定君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定している。この規定が、日本の歴史に基礎づけられて生れたことは明白なところであり、皇室はまさに日本国民の精神的支柱である。ゆえに国民は皇室に對し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに戦後、一部の者とはいへ、皇室の尊厳をおかす者がふえたことは、国民の憂慮してやまなかつたところであるが、とくに最近、中央公論昭和三十五年十二月号に掲載された「風流夢譚」のように、公然と皇室をひぼうしてはばからないものがあらわれたことは、もはや国民の黙視できないところである。今日、世界いずれの国においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対して嚴重な処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室の尊厳をおかす者に対して、これを嚴重に処罰するような法律を制定せられたいとの請願。

第二五三七号 昭和三十七年三月二十四日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)

請願者 岡山市倉田四六〇 黒崎勉外八百五十三名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二五四三号 昭和三十七年三月二十六日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 青森県上北郡野辺地町大字馬門 荒川道也外六十二名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二五四四号 昭和三十七年三月二十六日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(五通)

請願者 埼玉県入間郡日高町大字下鹿山 水村彦太郎外四千二百七十名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二五六〇号 昭和三十七年三月二十七日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市下奈良九七九 小林乙八外二千七百二十二名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二五七一号 昭和三十七年三月二十七日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)

請願者 茨城県鹿島郡旭村大字子生 皆藤彦正外八百五十二名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二五七二号 昭和三十七年三月二十七日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(三通)

請願者 埼玉県大里郡川本村大字田中二、三八〇 小和顔良平外三千七百三十九名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二五八一号 昭和三十七年三月二十八日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)

請願者 埼玉県川越市宮元町二二三三 吉田定雄外千七百二十三名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二五九〇号 昭和三十七年三月二十八日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(五通)

請願者 埼玉県秩父郡野上町大字本野上二六一 高田朝寿外三千三百九名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二六二七号 昭和三十七年三月二十九日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 群馬県群馬郡倉淵村群馬郡倉淵村郷友会内 追川磐根外百三十三名

紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二六二八号 昭和三十七年三月二十九日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 宮崎市広島通り三ノ七四 東義平外十九名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二六二九号 昭和三十七年三月二十九日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 宮崎県延岡市高千穂通り 平沼正一外百九十九名

紹介議員 温水 三郎君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定してあるが、まことに皇室は日本国民の精神的支柱である。だから国民は、皇室に對し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに、最近、国民の一部には、公然と皇室を非難侮辱してはばからない者が増加しており、この傾向を放置すれば皇室と国民との伝統的、精神的関係は破壊され、国民統合の核心が失われる危険さあり、憂慮に堪えないところである。それにもかかわらず、これに對して有効な措置を講じ難いのは、現行法

に皇室の名誉と尊厳とを保障するに足る直接かつ明確な条章が存在しないからであることを痛感するものである。このような状態を黙過することはできないから、この際、皇室の尊厳を守るための法律を制定せられたいとの請願。

第二六三〇号 昭和三十七年三月二十九日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市下河合町 高野三好外九名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第二六二九号と同じである。

昭和三十四年四月十六日印刷

昭和三十七年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局